

令和 8 年第 2 回由利本荘市議会定例会（6 月）会議録

令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）

議 事 日 程 第 3 号

令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）午前 9 時 3 0 分開議

第 1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 14 番 栗 野 希 穂 議員
5 番 大 友 孝 徳 議員
2 番 小 川 光 弘 議員

第 2. 提出議案に対する質疑

第 3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第 143 号 1 件

第 4. 提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号のとおり

出席議員（22 人）

1 番 橋 島 達 也	2 番 小 川 光 弘	3 番 佐 藤 正 人
4 番 佐々木 司	5 番 大 友 孝 徳	6 番 松 本 学
7 番 泉 谷 赳 馬	8 番 新 宅 慈	9 番 小 田 彩
10 番 大 友 ます子	11 番 堀 井 新太郎	12 番 甫 仮 貴 子
13 番 岡 見 善 人	14 番 栗 野 希 穂	15 番 小 松 浩 一
16 番 正 木 修 一	17 番 渡 部 聖 一	18 番 佐 藤 義 之
19 番 高 橋 信 雄	20 番 伊 藤 順 男	21 番 長 沼 久 利
22 番 佐 藤 健 司		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

市 長 湊 貴 信	副 市 長 佐々木 司
副 市 長 高 橋 重 保	教 育 長 土 倉 新 也
企 業 管 理 者 三 浦 守	総 務 部 長 遠 藤 裕 文
企 画 振 興 部 長 松 坂 真	健 康 福 祉 部 長 遠 藤 千代子
産 業 振 興 部 長 原 敬 浩	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長 小 番 正 明
建 設 部 長 東 海 林 健 悟	教 育 次 長 伊 藤 望
消 防 長 佐 藤 勝 則	行 政 改 革 推 進 監 兼 総 務 課 長 佐 藤 夏 樹
危 機 管 理 監 渡 部 友 善	総 合 政 策 課 長 佐 藤 徳 和
こども家庭センター長 河 村 伸 宏	農 山 漁 村 振 興 課 長 斎 藤 英 樹

商工振興課長	松田英輝	観光振興課長	村上廣隆
スポーツ振興課長	松田孝志	都市計画課長	佐々木幸治
教育総務課長	長谷川潤一	主幹兼学校教育課長	村上雅美

議会事務局職員出席者

局長	今野正浩	次長	齋藤剛
書記	小松和美	書記	齋藤身子
書記	高野周平		

午前 9 時 3 0 分 開 議

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は、定足数に達しております。

それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（佐藤健司） 日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、質問を許します。

14番栗野希穂さんの発言を許します。14番栗野希穂さん。

【14番（栗野希穂議員）登壇】

○14番（栗野希穂） おはようございます。会派、立憲民主党の栗野希穂です。

6月は男女共同参画において改めて考える時期でもあります。本日は、その観点とも重なる女性に関する質問から始め、地域の課題解決に向け、議長のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。

大項目1、若年女性に選ばれるための意識改革と対話の場についてお伺いします。

中項目（1）由利本荘版F1会議の設置について。

本市が直面している人口減少は、今後の地域の暮らしや支え合いの仕組みにも影響を及ぼしかねない大きな課題となっています。経済産業省と内閣官房が提供する地域経済分析システムの男女別人口動態を見ると、本市では20代女性の転出超過が男性以上に顕著となっています。

これから家族を築く世代が地域を離れる背景には、単なるお金の問題だけではなく、地域でどう生きられるかという空気感や価値観の問題も存在しているのではないのでしょうか。民間の地方女子プロジェクトでは、女性は補助的な役割という固定観念、結婚や出産への過度な干渉、地域社会における生きづらさなどが、若年女性の流出要因として

指摘されております。

本市においても、本年３月に策定された第５次由利本荘市男女共同参画計画において、性別にかかわらず安心して暮らせる地域社会、個性と能力を十分に発揮できる活力ある持続可能な社会、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成が基本目標として掲げられています。

この計画を単なる理念で終わらせず、人口減少対策と接続していく視点が極めて重要だと考えております。これは男性を排除する議論ではありません。むしろ、最も流出が顕著な層の声を起点に、地域全体の暮らしやすさを再設計していく取組であると考えます。

12年前、東京都豊島区は消滅可能性都市と指摘された直後、20代から30代の女性の声を政策に反映するとしまF1会議を立ち上げました。F1とは、Female・First、女性の第一世代を指しており、20代から30代の女性、特にこれから結婚・出産・就職・定住を選択する世代を政策形成の中心に据えるという意味で使われました。

行政が若者に残ってほしいと願うだけではなく、当事者の本音に耳を傾け、政策形成に直接参加してもらうことで、当事者の声を実際の施策へつなげていった事例です。

そこでお伺いします。

本市においても、若年女性が嫁や母という役割以前に、一人の自立した市民として本音を安心して語り、政策を共創できる場を設ける考えはないでしょうか。男女共同参画計画との連動も含め、まずはモデル的・試行的な形からでも、市役所の部署の壁を越えて連携して取り組んではいかがか、市の見解をお伺いいたします。

中項目（２）無意識の偏見の解消についてお伺いします。

地元に戻ってきてほしい、地元で結婚し、子供を産み育ててほしいという言葉が時として若い世代にはプレッシャーとして届いているようです。もちろん地域の未来を願う気持ちは大切です。しかし同時に、多様な生き方や価値観を尊重し、女性はこうあるべき、若者はこうあるべきという固定観念を見直していくことも、これからの地域づくりには不可欠ではないでしょうか。第５次男女共同参画計画でも、意識醸成と基盤強化が掲げられています。

そこでお伺いします。

市民や地域企業とも連携しながら、無意識の思い込みや決めつけへの理解を深め、多様な生き方や価値観を尊重する地域づくりを今後どのように進めていくお考えでしょうか。

大項目２、若者の声を政策につなげる仕組みについてお伺いします。

行政には、いつでも頼れるという安心感が必要です。そして、その安心感子供たちの声に対しても同じであると私は考えております。

本市では、これまでもアンケートや対話の機会を通じて、市民の声を受け止めてきました。一方で、実際の意見交換や意識表明の場では、自ら参加できる子供や、人前で意見を伝えることが得意な子供の声が届きやすくなる傾向もあるのではないのでしょうか。もちろん、そのような声は大変重要です。しかし同時に、人前で発言することが得意ではない子、日常の中で小さな不安や悩みを抱えている子、声を上げたくても上げられない子、今の暮らしに大きな不満はなくても、こうだったらいいなという思いを持っている

る子など、静かな多数の声にも、これからは耳を傾けていく必要があるのではないのでしょうか。

私は、子供たち全員の声をできる限り平等に受け止めていくことこそが、これからの由利本荘市にとって大きな価値になると考えております。

東京都品川区では、子供の声を聞いて施策に反映するという考えの下、小・中・高生によるこども会議や、子供たちの提案を実際の事業化につなげる取組を進めています。また、行政から働きかけて声を受け止めに行く姿勢を重視している点も印象的です。

本市の小中学生には、1人1台のタブレット端末が既に配備されています。これらを活用し、簡易デジタルアンケートなどを通じて、学校生活で困っていること、地域の中で感じていること、こうなったらいいなと思うことなどを日常的に受け止める仕組みを構築してはいかがでしょうか。年1回の調査だけではなく、いつでも声を届けられるデジタルな窓口として運用することに大きな意味があると考えます。

また、こうした取組は、これまで拾いきれなかった静かな多数の声を受け止めることにもつながるのではないのでしょうか。

さらに、子供たちから寄せられた声について、どのような意見があったのか、どのように検討されたのか、実際にどう反映されたのかを見える化をしていくことで、自分たちの声で地域が変わるという実感にもつながるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

子供たちを守られる存在としてだけではなく、地域を共につくるパートナーとして位置づけ、教育委員会とも連携しながら、子供たちの声を継続的に受け止めに行く考えについて、市の見解をお伺いいたします。

大項目3、熊出没対策と生活圏・労働環境の安全確保について。中項目（1）熊出没を踏まえた生活圏周辺の環境整備についてお伺いいたします。

近年、本市において熊の目撃情報が急増しております。今年度も既に昨年を上回るペースで、市街地近接部や公園周辺、通学路付近など、人の生活圏に近い場所での出没が相次いでおります。

また、5月には東由利地域において、県内で今年初となる熊による人身被害が発生いたしました。現場は小学校にも近い場所であり、地域住民からは不安の声も聞かれております。

こうした状況を踏まえると、熊対策は単なる有害鳥獣対策にとどまらず、生活圏における安全確保や環境管理として取り組んでいく必要があると考えます。

国においても、昨年、クマ被害対策パッケージが取りまとめられ、本年3月にはクマ被害対策ロードマップが決定されました。そこでは、人の生活圏から熊を排除するという方向性が示され、自治体に対しても生活圏の安全確保や緩衝帯整備、出没しにくい環境づくりなどが求められております。

そのような中、先月、本荘地域石脇地区の松涛公園内で熊の目撃情報がありました。現在は町内行事のため草刈りを行ったようですが、当時、現地を確認しに行ったところ、公園内には滑り台や砂場などの遊具があり、子供たちが日常的に利用している一方で、園路沿いや木の周辺には草や下草が高く伸び、見通しが悪い箇所も見受けられました。また、この周辺は通学路としても利用されております。

熊対策という観点だけではなく、防犯や子供たちの安全確保という面からも、草刈りや下草管理、見通し確保などの環境整備は重要であると考えたところです。

そこでお伺いします。

本市として、公園や通学路周辺、市が管理する公共施設周辺等における草刈りや下草管理、見通しの確保について、熊対策や防犯対策の観点も含め、今後どのような場所を優先し、どのように環境整備を進めていくのでしょうか。

さらに、国のロードマップや県のツキノワグマ被害防止総合対策では、緩衝帯整備や河川周辺の環境整備など、生活圏への出没抑制対策が進められております。他自治体では、既に河川周辺のやぶの刈払いについて発注準備が進められている例もあるようです。

そこでお伺いします。

本市においても、管理強化ゾーンにおける緩衝帯整備など、熊出没対策に係る経費が計上されておりますが、管理強化ゾーン以外の地域も含めた生活圏の安全確保について、今後どのようなスケジュール感で環境整備や安全対策を進めていくのでしょうか。市内では熊出没情報が毎日のように発信されており、市民の不安も大きくなっております。市民の不安解消に向け、今後の進め方や環境整備の進捗状況等について、市民へどのように情報発信をしていくお考えか、お伺いします。

中項目（２）山間部における作業従事者の安全確保についてお伺いします。

本市では、LINEや防災メール、防災行政無線による熊出没情報の発信を行うなど、市民への注意喚起に取り組まれております。一方で、市内では熊の出没情報が継続的に確認されており、とりわけ山間部や森林周辺では作業従事者が野外で活動する機会も多く、従来以上に安全確保への配慮が求められている状況にあると考えます。

また、本市では2024年の大雨災害に伴う復旧工事が現在も山間部を中心に続いており、道路・河川・農地等の維持管理や復旧作業に従事する方々からは、不安の声も聞かれております。現場からは、事故が起きた際の対応を考えると、一人で山間部へ入ることに不安を感じるといった声も聞かれております。

国土交通省東北地方整備局では、工事現場等におけるクマ対策事例集を公表し、出没情報共有に加え、ラジオの携行・設置や獣よけ線香の活用など、現場環境を含めた安全対策事例を公開しております。

こうした状況を踏まえると、山間部での災害復旧工事や維持管理作業においては、熊出没リスクに加え、事故発生時の初動対応や安否確認なども含め、安全確保が重要であると考えます。特に、単独作業時には対応が困難になることも想定されます。

そこでお伺いします。

熊の出没が頻発する中、山間部で災害復旧工事やインフラ維持管理等に従事する方々の安全確保について、本市としてどのように認識していますでしょうか。また、本市ではLINEや防災メール等による情報発信に取り組まれておりますが、山間部で働く方々のさらなる安全確保について、事業者や関係団体と連携しながらどのような注意喚起や啓発に取り組んでいくお考えか、お伺いします。

大項目４、海水浴場周辺における風力発電施設の安全対策について。

まもなく本市では海水浴シーズンを迎えます。本荘マリーナをはじめとする海岸に

は、多くの市民や観光客、家族連れが訪れます。一方で、海水浴場周辺には風力発電施設が設置されており、砂浜には風車が立地しております。

昨年の秋田市新屋での重大事故、さらに今年4月、男鹿市ではブレード折損事故が起きるなど、県内では風車事故が相次いでおります。それらは本市に設置されている一部の風車と同メーカー・同機種であります。だからこそ、今シーズン、市は海水浴客の安全をどのように守るのかを具体的に確認する必要があると考えております。

万が一、ブレードの破損や部材落下などの発生を想定したとき、海水浴客が風車周辺に滞留・通行している状況は、大きな危険を伴うのではないかと考えます。特に、新屋や男鹿で事故が発生した風車と同系列機種が本市海岸部にも設置されている以上、事故が起きてから考えるのではなく、人身事故を未然に防ぐという視点で、安全対策を講ずる必要があるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。

市として遊泳禁止の判断、事業者との連携体制などを含め、今シーズンに向けてどのような具体的な安全対策を講じていくのか、お伺いします。

大項目5、統廃合に伴う学校の歴史継承とふるさと愛の醸成について、お伺いします。

本市においては、小学校の再編・統廃合に伴い、複数の校舎がその役目を終えました。その中には、地域の発展とともに歩み、多くの子供たちを育ててきた長い歴史と伝統を持つ学校も含まれております。

学校というものは、単なる公共施設ではありません。子供たちが学び、地域住民が集い、地域の歴史や記憶、そしてふるさとへの愛着を育んできた場所でもあります。地域を歩いておりますと、最後に校舎を見ておきたい、思い出を何らかの形で残せないのかといった声を大変多くいただきます。一方で、人口減少や少子化が進む中、全てを物理的に残し続けることが難しいという現実は、私も理解しております。

だからこそ、今必要なのは、残すか、残さないかという議論ではなく、これまで地域が育んできた記憶や誇り、そしてふるさと愛をこれからの時代にどのような形で継承していくのかという視点ではないかと考えております。

今年策定されたゆりほん未来プランにおいても、ふるさと愛に満ちたひとづくりや保存資料のデジタル化などが掲げられています。閉校となる学校の歴史継承についても、まさにこの理念の延長線上にある取組ではないかと考えております。

また、本市教育委員会では、現在、バーチャル母校訪問として、360度パノラマによる校舎アーカイブ公開にも取り組まれております。私は、この取組を拝見した際、よくここまで残してくれたと大変感銘を受けました。物理的に校舎がなくなったとしても、デジタル空間の中で再び母校に触れられるということは、多くの卒業生や地域住民にとって大きな価値があると感じております。

一方で、他自治体では大規模な展示施設を整備したものの、維持管理や再訪問につながらないなどの課題から、継続運営に苦慮している例も見られます。

そのため、今後は単に資料や物品を保存するだけではなく、どうすれば地域の人々が愛着を持ち続けられるのか、どうすれば子供たちへ地域の歴史を伝えていけるのか、どうすれば時代に合った形で継承できるのかといった視点がますます重要になると考えて

おります。

例えば、現在取り組まれているバーチャル母校訪問の発展や、デジタルアーカイブ、映像記録など、DXを活用した新たな歴史継承の可能性も考えられるところであり、閉校した学校の歴史は地域の歴史の一部であり、ふるさと愛の醸成にもつながるのではないかと思います。統廃合によって学校という地域の原風景が変化していく中、本市として地域への誇りや愛着をどのように次世代へ継承していくべきかが問われているのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

こうした視点に立ったとき、本市における閉校後の歴史継承について、今後の方向性をお伺いいたします。

これで壇上からの一般質問を終わります。御答弁よろしくお願いします。

【14番（栗野希穂議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、栗野希穂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、若年女性に選ばれるための意識改革と対話の場についての（1）由利本荘版F1会議の設置についてにお答えいたします。

日本創成会議が平成26年に公表した20代から30代の若年女性人口の減少率に着目した消滅可能性都市に、東京23区で唯一豊島区の名前が挙げたことを受け、同区では当時の区長を本部長とする消滅可能性都市緊急対策本部を設置し、女性の視点を重視した施策を展開するとともに、若い世代の声を政策形成へ反映させるため、20代から30代の女性を中心として、としまF1会議を立ち上げたものと認識しております。

同区では、女性にやさしいまちづくりを最重点政策として位置づけ、女性に対して切れ目のない支援につながる施策を展開した結果、東京圏への人口流入という追い風も背景に、令和6年に人口戦略会議が公表した地方自治体持続可能性分析レポートにおいて、消滅可能性自治体からの脱却を果たしたところでもあります。

翻って本市の状況に目を向けると、急激に進行する人口減少と、それに伴う少子化への対応が大きな課題となっており、若い世代、特に女性の市外流出が顕著となっております。

その背景には、高校卒業時における将来像の実現に向けた就業や進学に加え、不安定な雇用環境や、都市部と比較すると低い賃金水準、自分が追い求めるキャリア形成のしにくさなど、将来への明るい展望を見いだせない不安や、社会、家庭、地域で生活を営む中で、個人の考えや生き方、価値観などが尊重されにくいという地方特有の理由もあるのではないかと考えております。

もとより、本市と豊島区とでは都市の立地条件や成り立ち、そこで生活を営む人々の背景などに大きな違いがあり、一概に比較することは困難ではありますが、若年女性の流出に歯止めをかけた事例の一つとして、本市でも参考とすべき点があるものと認識しております。

こうした中、これからも女性が生き生きと活躍し、将来に向け明るい未来を描くこと

ができるよう、国の男女共同参画基本計画を踏まえて策定した本市の第5次男女共同参画計画においては、全ての人の人権や尊厳が尊重され、公正で多様性に富み、充実した生活を送ることができる社会の実現を基本理念としております。

さらに、基本目標を性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりの推進、健康で明るく安全・安心な暮らしの実現とし、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場面において硬直的な性別役割分担意識の解消や、個性、多様な価値観が尊重される意識の醸成を進めながら、誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できる社会の実現に取り組んでいるところであります。

また、本市では多くの市民の皆様の市政参画を目指し、幅広く意見を伺う「わたしから市長への提案」や「みんなでかたろう！ ゆりほんトーク」、市民幸福度・満足度調査などにより、日常的に市民の皆様の声を聞き、窓口での直接のやり取りを通して、相談、要望などを幅広く把握し、本市の現状や課題等を明確にしながら、今後の施策立案に活用しております。

市といたしましては、若い世代、とりわけ女性をはじめ、これまで声を上げにくかった方々の意見を把握し、多様な視点を政策形成に取り入れていくことは、地域への愛着や定着につなげていく上で大変意義のあるものと認識しておりますので、様々な自治体の事例も参考にしながら、意見の把握方法や対話の機会のさらなる充実に努めてまいります。

次に、（２）無意識の偏見の解消についてにお答えいたします。

アンコンシャス・バイアス、いわゆる無意識の思い込みや偏見は、性別や年代、立場などに対する硬直的な見方や価値観として表れ、進学や就業、結婚、子育てなど、様々な場面において、無意識の押しつけや周囲からの期待が心理的な負担や生きづらさにつながる場合が多く、特に若い世代においては、過度に干渉されることなく自分らしく生きられる環境を求め、都市部での生活を選択する一因になっているのではないかと危惧しているところであります。

そこで、本市では第5次男女共同参画計画において、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化を基本目標の一つとし、性別や年代、立場に関わらず、誰もが自分らしく暮らし、活躍できる地域社会の実現を目指しているところであります。

本市では、これまで女性活躍推進を取組の基本テーマに据え、男女共同参画市民講座を開講し、令和5年に無意識の思い込みが生きづらさにつながる場合があるという問題意識の共有を図るためアンコンシャス・バイアスを、令和6年及び7年には子育てしながら働きやすい職場環境や、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現をテーマとするなど、市民の理解促進や意識啓発に取り組んできたところであり、これからも硬直的な性別役割分担意識や無意識の思い込みなどの解消に向けて、継続的に取り組んでまいります。

こうした意識変化への対応は、息の長い地道な取組が必要であり、一朝一夕に効果が上がるものではありませんが、今後も講演会や地域での啓発活動のほか、市広報やSNSなどを活用した周知を行うとともに、地域企業等とも連携しながら、アンコンシャス・バイアスへの理解を深める学習機会の充実を図り、多様な価値観や生き方、個人の選択を尊重し合う意識の醸成に向けた取組を切れ目なく進めてまいります。

次に、2、若者の声を政策につなげる仕組みについてにお答えいたします。

文部科学省が実施した2025年度の小中学生を対象とした全国学力・学習状況調査の質問調査結果を、自己肯定感や社会貢献意識など9つの観点から、子供たちの心身の健康や幸福感、いわゆるウェルビーイングを指標化し、都道府県別に分析した報道が本年5月にされたところであります。

その中では、本県が全国で最も高い水準となっており、本市を含めた秋田の教育や地域の取組が、子供たちの心身の健康や幸福感の向上に寄与しているものと受け止めておりますが、その背景には、長年のふるさと教育や地域との関わりの中で、自己肯定感や社会貢献への意識が育まれてきたことの表れであると理解しております。

一方で、子供たち一人一人に目を向けると、人前で発言することが得意ではない子供や、日常の中で不安や悩みを抱えている子供など、自ら声を上げることが難しい、いわゆる静かな多数の存在にも十分に留意していくことが重要であると認識しております。

このような子供たちの声は、必ずしも外部に発せられるものばかりではなく、例えば身近な困り事や小さな違和感、あるいは周囲との関係の変化のサインとして現れる場合があります、そうした変化が十分に受け止められない場合には、本人の不安や悩みが大きくなることも懸念されることから、それらを日常の生活や学習を通して、丁寧に受け止めていくことが重要であります。

各学校では、これまで小学校における保護者との面談や、中学校における三者面談のほか、日々の生活記録や教職員との日常的な関わりの充実などにより、児童生徒が悩みや考えを直接伝えやすい環境づくりにも取り組んでいることや、児童生徒の声を把握するため、学校生活アンケートを年複数回実施しているほか、学校によってはタブレット端末を活用し、オンラインにより回答することもできるように配慮しているなど、日常的な思いや悩みについて、様々な方法を通して把握する取組を今後さらに充実させていくと、市教育委員会から聞いております。

このように、これまでの取組を通して、子供たちの思いや考えの把握に努めてきているところであると認識しておりますが、それらの声には一人一人の生活や人間関係あるいは学校生活に関するものなど、内容が多様であり、市の施策として直接的に結びつけていくことについては、一定の難しさもあるものと感じております。

そのような中であっても、社会をよりよくしようとする前向きな考えや、市政への提案など、実現性の高い声については、地域を共につくるパートナーの意見としてしっかりと受け止め、市の施策につなげていくよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、児童生徒一人一人が地域に向き合い、自らの将来や地域の将来について思いを巡らせ、その中で考えたことを表現していくことは、大変意義のあるものであります。

そのため、学校における地域について学び考える学習の機会を通して、子供たちが自らの考えを持ち、それを表現する機会をより一層充実させていくことが重要であると考えております。

また、そうした中で生まれる子供たちの思いや考えを通して、地域が目に見える形で変わったと感じられる達成感や、小さな成功体験を積み重ねていく充実感につながるものであり、そうした経験が人を大きく育てることになるものと信じております。

今後は、こうした取組と連動しながら、子供たちが無理なく安心して自らの思いや考えを伝えることができる環境づくりを重視し、そうした中で出てきた声については、教育委員会と連携しながら、総合教育会議などの場を活用して情報の共有を図り、その内容を市として施策に生かしていく一連の取組を大切に進めてまいります。

次に、3、熊出没対策と生活圏・労働環境の安全確保についての（1）熊出没を踏まえた生活圏周辺の環境整備についてにお答えいたします。

本年度の熊出没状況につきましては、4月から5月までの目撃件数が、昨年度の同時期を上回る合計66件となっており、本荘地域の市街地でも頻繁に出没している状況であります。

そのような中、去る5月5日には東由利地域、6月3日には本荘地域において熊による人身被害が発生し、大変痛ましい事態となりました。被害に遭われた方の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

市といたしましては、これまでも市民の皆様の安全確保と被害防止に向け、様々な対策を講じてまいりましたが、今回、こうした事態が発生したことを非常に重く受け止めており、5月18日に獣害対策本部を設置し、全庁を挙げた体制を構築し、市民の皆様の不安解消に向けた安全対策に全力を挙げて取り組むこととしたところであります。

刈払いなどの緩衝帯の整備につきましては、石脇自歩道や通学路など、熊の出没の多い箇所を中心に実施することとしているほか、松涛公園や本荘公園など、目撃情報のある施設等においても徹底した刈払い等を進めたいと考えております。

刈払いなどの作業については、草木が本格的に繁茂するこれからの時期を特に重要な期間と捉え、専門的知見を有する猟友会の御意見を取り入れながら、生活圏に隣接した熊の出没が多い箇所や通学路を最優先として選定の上、集中して速やかに実施できるよう準備を進めており、最も効率的かつ効果的なタイミングを見極め、地域の状況に即した迅速な対応を徹底してまいります。

なお、市民の皆様への情報発信については、熊の出没情報の発信のみならず、緩衝帯整備の実施予定箇所に加え、捕獲用わなの設置状況や熊の捕獲状況につきましても、ホームページや本市のLINE公式アカウントでの周知を図るなど、様々な伝達手段を活用し、情報提供を行い、市民の皆様が安心して生活を送ることができるよう、適時適切な情報提供とスピード感を持った安全対策に全力を尽くしてまいります。

次に、（2）山間部における作業従事者の安全確保についてにお答えいたします。

近年、市民の生活圏での熊の目撃情報が頻発している状況を踏まえると、熊の本来の生息域である山間部における熊との遭遇リスクは、これまで以上に高まっていると考えられ、現場で働く方々が強い不安を抱えながら従事しているものと受け止めております。

市といたしましても、その点を強く憂慮しているところであり、災害復旧工事や森林事業、インフラの維持管理作業などに従事する皆様の安全確保は極めて重要な課題であると認識しております。

山間部における作業時の安全対策については、各事業者において様々な対策を講じていただいているところではありますが、さらに市といたしましても、従事される皆様により安全な環境で作業を実施することができるよう、事業者や関係団体と連携した支援や

注意喚起を行うことは、大変意味のあるものと考えております。

具体的には、議員の御発言にありました国土交通省東北地方整備局の工事現場等におけるクマ対策の事例集などを参考に、熊鈴やラジオ、熊撃退スプレーの携行・常備といった基本的な対策に加え、大音量スピーカーの設置や忌避剤の活用など、現場環境に応じた物理的な安全対策の実施について、受注業者に対しては直接通知するとともに、その他の各事業者に対し、建設業協会や森林組合等を通して、今後広く周知・啓発することとしております。

さらに、市が発注する工事や業務委託等におきましても、秋田県からの通知に基づき、現場状況に応じて必要な熊対策費用を安全費や共通仮設費等の実績計上を行うなど、各事業者がちゅうちょなく安全対策を講じやすい環境づくりにも配慮してまいります。

今後につきましても、市のLINE公式アカウントや防災メール等による出没情報などを迅速に提供することで、市のインフラ復旧や維持管理を支える皆様が、安全にそして安心して作業に当たることができるよう努めてまいります。

次に、4、海水浴場周辺における風力発電施設の安全対策についてにお答えいたします。

本市では、海水浴場を県内外から多くの利用客が訪れる重要な観光資源として位置づけており、本荘マリーナ海水浴場については、例年、海岸管理者である秋田県の許可を受け、風力発電施設から一定の距離を確保した区域で開設・運営しております。

御質問の本荘港風力発電施設につきましては、海水浴場との間に約400メートルの距離が確保されており、また海水浴場駐車場へ通じる道路についても、最も近い地点で約150メートルの離隔距離を有しております。

本市のガイドラインでは、風力発電施設と住宅等との離隔距離について、ブレードの最高到達点の3倍以上、またはその距離が300メートルに満たないときは、300メートル以上を確保することとしておりますが、当該風力発電施設の最高到達点は約119メートルであり、その3倍に相当する距離は約357メートルとなることから、海水浴場を住宅等に準ずるものとして見た場合には、当該基準を上回る位置にあるものとなっております。

また、海水浴場駐車場へ通じる道路については、主として通過交通による利用であり、人が滞留または密集するような利用形態ではないものと認識しております。

もとより、風力発電施設については、関係法令やガイドラインに基づき設置されているものであり、現時点において海水浴場の運営に直ちに支障を及ぼす状況にはないものと認識しております。

近年、雷撃を受けた風力発電施設が一定期間運転を継続した後に、風車のブレードが折損する事故が発生していることから、本年5月1日付で経済産業省より風力発電事業者に対し、雷撃による発電用設備の事故の防止のための要請についてが発出されており、市が事業者に対当該風力発電施設の状況を確認したところ、落雷データについては、落雷検出装置により常時把握しているほか、先月中旬にブレード外部及び内部の点検を独自に実施するなど、安全な運転の確保に努めております。

なお、事業者との連携体制につきましては、本市が策定しているガイドラインに基づ

き、事故等が発生した場合には、速やかに報告を受ける体制となっております。

加えて、海岸管理者であり、海水浴場の使用許可権限を有する県において、許可条件に影響を及ぼすような事態が生じた場合には、必要な情報が市へ提供されるものと認識しております。

今後も、県及び事業者との情報共有を図りながら、風車の状況に応じては、周辺道路の管理者である県に通行止めを要請するなどの措置を講ずることを視野に入れながら、今シーズンも利用者の安全確保に万全を期し、適切に海水浴場を開設・運営してまいります。

次に、5、統廃合に伴う学校の歴史継承とふるさと愛の醸成については、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

【土倉新也教育長 登壇】

○教育長（土倉新也） それでは、栗野希穂議員の教育委員会関係の御質問、5、統廃合に伴う学校の歴史継承とふるさと愛の醸成についてにお答えいたします。

小中学校の歴史につきましては、本市の歴史の一部であるとともに、学びやで過ごした卒業生や、その学校に関わってきた地域住民にとっては、ふるさとへの愛着を育んできた場所でもあり、これらのことに思いをはせながら、その継承の方策を検討・実施することが肝要と考えております。

現在、教育委員会のホームページ、学ぶんポータルでは、各学校の沿革や校章の由来、学校の行事など、アーカイブとして紹介しているところでありますが、この春に閉校した旧鶴舞・子吉・小友小学校の校舎については、バーチャル母校訪問としてパソコンの画面上で校内の様子を見学できる仕組みを公開しており、卒業生やその学校に関わってきた方々には、思い出をたどり、ふるさと愛の醸成を育む効果的な取組になったと受け止めているところであります。

今後の歴史継承の方向性につきましては、誰にとってもそのもの自体に歴史的な価値がある場合については、移設も考慮しつつ現物の保存と活用を図り、物として残しにくい閉校した学校の記録や記憶などについても、デジタルの力を活用し、後世に学校のあかしが残せるよう工夫を凝らしながら、引き続き取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん、再質問ありませんか。

○14番（栗野希穂） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。数点質問をさせていただきます。

大項目1、若年女性に選ばれるための意識改革と対話の場について、中項目（1）由利本荘版F1会議の設置について質問させていただきます。

先ほど市長は、豊島区のF1会議については参考にすべき点もあると、調査研究していくとお答えいただきましたが、検討する際は、意見聴取や対話の場のように小規模なモデルからの実施も含めて検討していただけるということでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほど答弁もしましたが、このF1会議の目的というか状況が、20

代、30代の皆さん、女性を中心に、いろいろと対話をしたり、そうした方々の声を伺うということ、これがF1会議の一つ大きな目的だろうというふうに思います。そういう意味では、先ほど答弁したように、そういった20代、30代の若い女性の皆さんからいろいろなお話を伺うという機会については、しっかりと大事だし、先ほど答弁したとおり検討すると考えております。

そのやり方、小規模というのがどういう意味なのか、小集会みたいなものを頻繁にやるという捉え方なのかちょっと分かりませんが、いろんな場面で私もそういった皆さんと交流したり話をする機会というのがありますので、そういう様々な機会を捉えて、そういった方々の声を聞いていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていたように、窓口での対応とかでも声は聞けるとのことでしたが、来られない方もいると思いますので、一番最初にプロモーション会議を周知した際に多数の申込みがありましたように、本市に思いを寄せる若年女性、若者が多いことは明らかであると思います。今後も声を受け止めて反映していただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、大項目3、熊出没対策と生活圏・労働環境の安全確保について、中項目（1）熊出没を踏まえた生活圏周辺の環境整備について、再質問をお願いします。

先ほど優先順位については石脇の自歩道であったり、出没実績を猟友会の方にも意見をいただきながら、通学路も優先したりと、そういうところで優先順位をつけながら、草刈りの進捗状況においては、市の広報、LINE含め、様々なもので情報発信をしていく方針とお答えいただきました。ありがとうございます。

そこでなんですけれども、優先順位についても分かりやすく発信していくのでしょうか。公園であれば各地の公園を一覧として載せるのか、どのような経緯でここが優先順位になったのかという説明も含めながら広報していくのか、もし決まっていることがあれば教えていただきたいのですが、お願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 優先順位であります。先ほど答弁したとおりであります。まずは目撃情報のないところだから安全だと、今どこでどう出るか分からないと、本当どこに出てもおかしくないような状況なので、ある意味で優先順位を決めるというのが非常に難しいですが、まずはやっぱり目撃情報が多いところというのが、優先順位として一番高くなるであろうというふうに思います。

おっしゃるとおり、いろんな例えば公園とかを一覧にして、ここからといってもほかの目撃情報がないところが下のほうにあっても、そこがバーンと出ればすぐ上がるわけありますので、全部のいろいろな施設を出して順番にやりますよというような出し方というのは、やっぱりかなり難しいというか、あまりどうなのでしょう、できるか、やっぱり目撃情報については、常時LINEであったり市の公式ホームページで出していますので、その多いところからまず優先にということが中心になるだろうなということになります。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。市民の方にも分かりやすく情報を発信し

ていただければと思います。

次に、大項目４、海水浴場周辺における風力発電施設の安全対策について、お伺いします。

先ほど県に通行止めを要請することもあり得るような話でしたが、もし何かがあって県に通行止めを要請した場合、県の許可が下りるまで市として通行止めはできないという認識で合っていますでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問ですが、許可というか、県が通行止めをするということになりますので、許可を得て市がやるのではなく県がやるということになります。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。県のほうでやるということは分かりました。私が言いたいのは、県に市からは要請するんですよね、市のほうから県に要請して、その要請したのとどのくらいの時差があるのかなというのが少し心配でして、すぐに対応していただけるのか、もし分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 原産業振興部長。

○産業振興部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

道路管理者は県であるということで、市から形式的には要請するということでありますけれども、その時間の差異というのはほとんどないという認識でございます。市も県もこういった異常が確認された場合は、両方すぐに現場の状況を認識して、必要な対策を取るというようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。速やかに対応していただけるということで、安心しました。

これで私からの再質問、一般質問を終わります。御答弁いただきありがとうございます。

○議長（佐藤健司） 以上で、14番栗野希穂さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

5番大友孝徳さんの発言を許します。5番大友孝徳さん。

【5番（大友孝徳議員）登壇】

○5番（大友孝徳） おはようございます。市民一人一人が主役となり、市政に参加し、共に未来をつくるという理念の下、由利本荘市をみんなで作るみんなのまちに、これをテーマに活動しております会派市民の窓口、大友孝徳です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、今回は3月定例会に引き続く

テーマである、今こそ改善と挑戦を、これに市民の皆様の安心・安全を加え、大項目4点について伺いいたします。

大項目1、ファシリテーター専門職導入で市職員の聴く力の底上げを。

去る4月26日に、由利本荘まるごと売り込み推進協議会総会が開催されました。由利本荘まるごと売り込み推進協議会は、令和元年に発足した市と市内の民間事業者、秋田しんせい農業協同組合、商工会などが一体となり、官民協働で地場産品の販路拡大やブランド化を強力に進めるための組織であり、私は大友商店として設立当初から参加し、たくさんの経験や勉強をさせていただきました。

この総会では、昨年度の事業報告や今年度の事業計画などが話し合われましたが、中でも注目されたのが、今年度はゆりほんじょうマルシェを開催しないとの報告でした。

ゆりほんじょうマルシェは、令和5年7月に第1回が開催され、今年2月14日までに計9回、カダーレを会場に開催された市内で生産される地元農産物・特産品・加工品などを市内外に広くアピールし、消費拡大とにぎわいの創出を図るための地域密着型イベントです。ここにいる議員の皆様も利用され、その様子は御存じと思いますが、計9回の開催で延べ1万8,200人、1回当たりの平均2,022人が来場された本市内最大のマーケットイベントでした。

これだけ集客のあるイベントですから、毎回多くの出店者が参加し、その数は延べ262者に上り、市内の農産物・特産品・加工品などを扱う業者にとってはとてもありがたく、貢献度の高いイベントでした。

このゆりほんじょうマルシェの突然の中止報告に驚かれた参加者からは、我々業者はもちろん、市民の皆様にも大変好評であり、やっと根づいてきたイベントをなぜやめるのかとの悲痛な声が上がりました。

これに対し市当局の答えは、もともと令和5年から7年の3か年計画でしたとのとてもシンプルなお答えでした。後日、担当課に伺い、ゆりほんじょうマルシェを中止した経緯と考え方、また今後の代替イベントなどを行ったところ、とてもしっかりと考えられており、私は得心しましたが、それと同時に、なぜ今私に話した内容を事前に出店者へ説明や相談できなかったのかとの疑問が湧きました。

思い起こせば、一昨年より保護者の方々や市民の方々よりたくさんの声が上がった本荘東小学校区学童保育施設に関する説明、その後の矢島小学校区学童保育施設に関する説明、また今年の行政協力事務交付金に関する町内会へのアンケート時期など、なぜ早期に誠実に関係者への説明と相談をしてこなかったのかと悔やまれる事例が続いております。

市政運営において、市民への丁寧な説明と情報共有は、行政への信頼を支える最も基本的な要素ですから、誠に残念ながら本市ではまだ十分に実践されているとは言えません。

近年、行政には、住民の声を丁寧に聴き、合意形成を図りながら政策を進める力、これが強く求められていると考えます。

本市でも住民参加型の取組が行われておりますが、これらの場では対話を促し、意見を引き出し、整理し、合意形成を支える専門的なファシリテーション能力が不可欠です。

ファシリテーション、本当はこれ日本語で言いたいんですが、日本語に適した言葉がないのでそのまま使わせていただきます。ファシリテーションとは、会議や対話の場で参加者の発言を引き出し、意見を整理し、スムーズな合意形成や課題解決へと導く一連のプロセスや技術のことで、この役割を担う人をファシリテーターと呼びます。言わば聴く力の専門職です。

ファシリテーションには、中立性の確保・意見の見える化・感情の流れの把握・合意形成の支援などが不可欠とされており、専門家は聴く力は訓練が必要であり、自己流では限界があると指摘しています。

本市の各種会議や地域座談会において、一部の人だけが話す、意見が対立しそのまま整理されていない、住民の本音が引き出されていない、会議が説明会で終わってしまうといった課題が見られるとの声もあります。これは行政の姿勢の問題ではなく、専門的なファシリテーション技術を持つ人材が不足している構造的課題です。本市にもファシリテーター専門職を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

役割は以下のとおりです。住民参加の会議・協議体の進行支援、合意形成プロセスの設計、職員のファシリテーション研修、市民の声を政策形成につなぐ対話の場づくり、ファシリテーターを行政内部に専門職として位置づけることで、市民参加の質が大きく向上し、政策形成の透明性と納得感が高まり、何よりも職員の市民に聴く力、これが底上げされます。

兵庫県明石市の市長は、市民の声を聴く仕組みを整えることが行政の責任であると明言し、対話支援・合意形成を担う専門職を外部から採用した結果、住民参加の会議が活性化し、市民の声が政策に反映されやすくなり、対立が起きやすいテーマでも合意形成が進んで、職員の会議運営力が向上しました。

北海道下川町、島根県海士町などでも、ファシリテーターを行政に配置し、地域づくりの成功例が多数報告されています。

市長は、本市における聴く力の現状をどう分析し、その重要性をどう認識しているのでしょうか。本市において、ファシリテーター専門職を採用し、本市職員の聴く力の底上げを進める考えはございますか。

市民の声を積極的に聴き、合意形成を支えながら政策を進める力は、これからの自治体として最も重要な行政能力です。その基盤を支えるファシリテーター専門職の導入は、由利本荘市の行政力を大きく高めるものと確信します。当局の所見を伺います。

次に、大項目2、島根県大田市大森町に学び関係人口創出と移住促進を。

本市総合計画ゆりほん未来プランにも掲げられる関係人口・交流人口の創出に大いに役立つ事例を紹介させていただきます。

島根県大田市は、島根県のほぼ中央部にある人口約2万9,400人、当市と同様の人口密度約67人の市です。今回、紹介する事例は、この市の中の大森町地区であり、人口僅か400人程度ですが、全国的に関係人口・移住の成功地域として知られております。

その背景には4つの大きな要因がございます。

①地元企業が関係人口の受皿となった点です。大森町には幾つかのローカルゼブラ企業があり、これらの企業は積極的にUターン・Iターン人材を受け入れ、古民家を社員寮や住居として再生し、仕事がある・住む場所があるという移住の最大の壁を取り除い

てきました。

②古民家再生と景観保全による魅力づくりです。大森町では60棟以上の古民家が再生され、カフェ、宿泊施設、図書館、社員寮など、多様な用途に活用されています。これにより訪れる人が関わりたい、また来たいと思う環境が整えられ、関係人口の自然な増加につながっています。

③地域住民主体の子育て支援です。森のどんぐりくらぶなど地域住民が主体となった子育てサロンが充実し、保育園児は12年前の2名から26名へと大幅に増加しました。移住者の定着には、子育ての安心感が極めて重要であることを示す事例です。

④世界遺産・重要伝統的建造物群保存地区という地域資源の活用です。観光を単なる消費ではなく、地域文化を知り、関わる人口として位置づけ、滞在型の関係人口を増やす取組が行われております。そして、今回特に注目したいのが、地域の魅力を伝えるのではなく、一緒に遊びながら体験してもらうという独自の広報プログラムです。

その特徴は、次の3点です。

1、地域の暮らしを体験型コンテンツとして提供します。来訪者が14日間滞在し、地域住民と深く交流するために、地域に暮らすアテンダーが地元住民との関係をつなぎ、地域の暮らしを体験していただきます。例としては、草木染め、畑仕事、古民家での食事作り、季節の行事への参加などです。来訪者は体験した内容を自身のSNSにアップし、これが町の魅力発信となり、都会の若者たちにつながります。また、来訪者には14日間分の滞在補助費7万円が、地元アテンダーには相応の委託費が支払われており、双方にとりウィン・ウィンなプログラムとなっております。これらの財源には、国の地域おこし協力隊インターン制度、これに次世代交付金が活用されております。

2、参加者が地域のファンとして帰ってくる仕組みです。来訪体験後もSNSやオンラインイベントなどでつながり続け、関係人口として継続的に関わる人が増加します。何とこのプログラム参加者の15%が強いリピーターになっております。

3、このプログラムを企画・運営する地元企業による地域づくりのノウハウが、国・地域行政含め高く評価され、総務省ふるさとづくり大賞を受賞し、現在では全国の10地域で展開されております。このプログラムは、関係人口をつくるのではなく、育てるという点で極めて先進的であり、大森町の関係人口が増え続ける大きな要因となっております。

以上の大森町の成功事例を踏まえ、本市に伺います。

①本市における関係人口の定義と現状について、どのように把握していますか。

②大森町のように地元企業と連携した仕事と住まいのセットによる受皿づくりについて、本市はどのように取り組む考えですか。

③空き家・古民家の活用を関係人口の入り口として位置づける施策を強化すべきと考えますが、本市はどのように取り組む考えですか。

④子育て支援を移住定着の柱として位置づけた施策に取り組むべきと考えますが、具体策はございますか。

⑤観光を関係人口の入り口として捉え直し、大森町のような体験型・交流型の仕組みを構築するために、大森町の企業と提携してはいかがでしょうか。

地域の未来は誰が来るかではなく、どうつながるかで決まります。由利本荘市が人口

減少時代に持続可能であり続けるためには、関係性を資産として蓄積する政策への転換が不可欠であります。当局の所見を伺います。

続きまして、大項目 3、相次ぐ風車破損事故から市民を守るために。中項目（1）小形風車倒壊事故を受けて。

5月18日に男鹿市野石の小形風車倒壊事故が報じられました。これは3月上旬に事業者側が発電管理システムで異常を検知し、3月16日に倒壊を確認した後、国へ事故を報告しましたが、男鹿市には何ら報告がなく、男鹿市が事故を把握したのは、4月27日に地元住民からの風車が倒れているが何かあったのかとの連絡が端緒でした。

男鹿市は独自のガイドラインで、事故が発生した場合は速やかに報告することとしておりますが、事業者はガイドラインの内容は見落とししてしまったと釈明しています。結果的には、事業者からも国からも男鹿市への報告は全くなかったということです。

5月21日の秋田魁新報記事によると、「秋田県は5月19日に小形風車（出力20キロワット未満）が立地する11市町を通じ、小形風力発電事業者へ安全管理の徹底と事故発生時の速やかな情報共有を求めた」とあります。また、秋田県クリーンエネルギー産業振興課は、「小形風車は県内に多数あり、県で全て把握するのは困難だ。地元自治体を通じ、事業者に安全の徹底や事故発生時の迅速な連絡をお願いしたい」としているとも記されておりました。小形風車に関する事業者とのやり取りを11市町へ託した形であり、この中には本市も含まれます。

そこで質問です。この秋田県クリーンエネルギー産業推進課からの要請を受けた事業者に安全の徹底や事故発生時の迅速な連絡のお願い、これは完了しておりますか。その内容として、男鹿市野石の小形風車倒壊事故の要因として報じられている地上約1.5メートルの支柱の溶接部分が破断して倒壊、これを踏まえた経年劣化等に対する安全確認作業の要求と、その結果報告は盛り込まれていますか。

一方、本市では以前定めた由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドライン及び、由利本荘市小形風力発電施設建設等に関するガイドライン、この2つを改定し、昨年4月1日に由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドラインを施行しております。この施行時に当該業者への連絡は何社へなされ、何社からリアクションがございましたか。

また、このガイドラインには、「一方で再エネ特措法の認定を必要としない事業者についても、国のガイドラインを参考に事業を実施することが望ましいとされておりますが、地域にとっては認定の有無に関わらず、遵守事項や事業説明等の重要性に変わりはないことから、本ガイドラインでは再エネ特措法の認定事業であるか否かに関わらず、国のガイドラインに準じた措置や事業説明等を求めるとともに、事業者が遵守すべき事項を示すこととします」、こう記されておりますが、これに該当する再エネ特措法の認定を必要としない事業者は何社あり、その全てよりリアクションはございましたか。

小形風車とはいえ、倒壊した際のエネルギーは相当なもので、風車本体や飛散したパーツの直撃を受ければ、人命を脅かす重大事故が想定されます。今回の男鹿市野石の小形風車倒壊事故と、その後の国及び事業者の対応を鑑み、このガイドラインのさらなる改定は実施されますか。当局の所見を伺います。

続きまして、大項目 3、中項目（2）大型風車事故を受けて。

2018年2月、本市で発生した本荘マリーナのところの本荘港風力発電所の風車ブレード破損事故では、長さ約12メートルに及ぶ破片が最大100メートルまで飛散しました。

2025年5月に秋田市新屋浜で発生した風車ブレード落下事故では、その死因はいまだ捜査中ですが、落下地点の至近で頭部裂傷を負った男性が死亡し、飛び散った長さ60センチ、重さ250グラムの破片が250メートル先にまで飛散しました。さらに今年の4月には、男鹿市船越の観光案内所近くの風車ブレードが折れました。秋田県内では、風力発電施設に関する重大事故が相次いでいます。本市を含む県内3市で発生した事故は、いずれも市民生活の安全に直結する深刻な事案です。

また、これらの事故に共通している点が3つございます。

1番、3か所ともにドイツのエネルコン社製であったこと。本市内に同一メーカーの風車は16基あり、本荘港と男鹿市船岡の風車は全く同一機種でした。

2番、3か所ともに落雷が起因していること。落雷は誰にも止められません。

3番、3か所ともに管理受託者は同一であり、この社は事故に対し、法にのっとった適正な管理を行っていたと述べていること。

以上から判ずるに、エネルコン社製の風車は、秋田県の落雷を含む気象条件等に適しておらず、管理業者の現在の管理方法では事故を未然に防げないということです。

本荘港風力発電所の至近には、本荘マリーナ海水浴場と本荘マリーナオートキャンプ場があり、例年であれば7月の第3土曜日に海開きされます。

2018年の本市事故や、2025年、2026年の県内事故を踏まえれば、海水浴場という人が密集する場所の近くに風車があるという状況は、従来の想定よりも高いリスクを抱えていると言わざるを得ません。これらの実態を踏まえ、質問させていただきます。

前述の由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン、これの内容は理解しておりますが、さらなる根本的な安全対策が必要と考えます。事業者任せにしない、市独自の安全基準や立入調査の仕組みを導入すべきではないでしょうか。特に、海水浴場など人が集まる場所に近接する風車については、より厳格な基準が必要と考えますが、いかがでしょうか。

事故発生時の情報公開ルールの迅速性を盛り込むべきと思われますが、いかがでしょうか。海水浴場周辺で事故が起きた場合、迅速な避難誘導や海水浴場の閉鎖判断が必要となるため、現行の事業者任せの情報提供では不十分です。

続きまして、新規計画に対し、市民の安全を第一に考慮した独自審査を導入すべきではないでしょうか。落下物、強風時の安全性を市として評価する仕組みが必要と考えます。

最後に、これは4月28日の市議会全員協議会でも述べさせていただきましたが、このような危険な状態のまま、今から約1.5か月後に本荘マリーナ海水浴場を海開きし、本荘マリーナオートキャンプ場の営業を開始するのですか。抜本的解決策が実行されない現状のままでしたら、市民や観光客の安全を第一に考慮し、本荘港風力発電所の停止を国に求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2018年の本市の事故のように、長さ12メートルに及ぶ破片が100メートル先まで飛び、秋田市新屋浜の事故のように、長さ60センチ、重さ250グラムの破片が250メートル先にまで飛散すれば、犠牲は免れません。当局の所見を伺います。

続きまして、大項目 4、部活動の移動に安心・安全なルールづくりと支援体制を。

5月6日、新潟県北越高校ソフトテニス部のマイクロバスが高速道路で事故を起こし、17歳の生徒が亡くなり、20人が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生いたしました。事故後の調査では、運転手の所属確認が不十分であったこと、契約内容が学校と事業者で食い違っていたことなど、基本的な安全管理が欠けていたことが明らかになっております。

この事故を受け、文部科学省と国土交通省は連絡会議を設置し、6月末までに安全対策を取りまとめる方針を示しております。さらに文部科学省は5月19日付で、部活動の遠征等における安全確保についてという通知を全国の教育委員会等に発出しております。

通知のポイントは次の4点です。

1点目、校外活動・遠征時の安全確保の徹底。通知はまず、「部活動の遠征や大会参加を含め、校外活動時には生徒の安全確保に万全を期すこと」と明記しています。さらに、シートベルト着用の徹底、緊急時の連絡体制の事前共有、危機管理マニュアルの点検・改定、これらを求めています。

2点目、事業者との契約内容の厳格な確認。通知は特に強調して、貸切バス・タクシーは許可を受けた事業者と契約し、当日も緑ナンバーを確認することと求めています。また、運送引受書の確認、契約主体や内容の明確化、運転者の免許、保険の確認も義務づけています。

3点目、遠征の必要性和移動計画の再検討。通知は、長距離・長時間の移動となる遠征は、そもそも実施の必要性を検討すること、そして実施する場合も無理のない移動計画を立てることを求めている、公共交通機関の活用、保護者への事前説明も明記されております。

4点目、自家用車・レンタカー利用時の厳格なルール。通知は、学校所有者・レンタカーを使う場合は、運転者の免許、保険加入を必ず確認することとしています。また、レンタカーの場合は、実際に運転する全員を契約書に記載し、運転者変更時は事前に事業者の承諾を求めています。

この通知は、本市教育委員会へも届いておりますか。届いているとすれば、市内小中学校にはどのような指示を行いましたか。これを受けた今後の管理体制をどのように構築・運営しますか。

また、この通知には、5、全体についてとして、部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）、これも踏まえ、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会など、学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが重要であること。また、部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、同ガイドライン等を踏まえ、事故防止を含む生徒の安全・安心の確保を図ること、とも明記されております。

本市は現在、中学校部活動の地域展開を段階的に進めており、由利本荘市部活動地域移行推進計画では、少子化の進行により合同チームが増加し、活動場所が学校外に広がる傾向が示されています。

前述の文部科学省通知の冒頭には、「部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が

何より重要であり、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置が必要です」と明記されております。

本市は、部活動の地域展開による地域クラブ活動に対し、遠征時のみならず、通常の移動も含め、どのように万全の対策を講じますか。

私の調査では、本市から秋田市内の大会へ送迎するマイクロバスをバス業者に依頼すると、1日当たり7万円以上かかります。この金額をマイクロバスに乗車可能な正座席定員18人で割り返すと、生徒1人当たり約3,900円となります。現在は少子化により部員数が減っておりますので、仮に10人で割り返すと、生徒1人当たり7,000円となります。たった1日の遠征で、これほどの費用がかかります。これが県大会などで日程が複数日にまたがれば、この数倍となります。保護者には大変大きな負担となります。これに対し、本市として補助する考えがあるか、お伺いします。

国土交通省及びスポーツ庁は、部活動の地域展開に伴う移動手段の確保を重要課題として位置づけ、令和7年度補正予算で82億円、令和8年度予算案で57億円を計上し、スクールバス活用や地域交通との連携を明記しており、長野県飯田市は、昨年度、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業の採択を受け、約1億円規模でスクールバスの増便や車両更新、運転手の確保など、部活動の移動手段を含めた交通体系の再編を進めております。本市も積極的に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本市の子供たちが安心・安全にやりたいことに打ち込める環境づくりは、若者の定住や移住にもつながり、本市の未来に大きく貢献します。当局の所見をお伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。御答弁方、よろしくお願いします。

【5番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、ファシリテーター専門職導入で市職員の聴く力の底上げをについて、お答えいたします。

様々な課題を抱えている本市にあって、政策を進めていくに当たっては、丁寧な説明を行うことはもとより、市民の声に耳を傾けるとともに、伺った意見を十分踏まえながら、合意形成を図っていくことが重要なプロセスであると認識しております。

その過程では、ファシリテーターの持つ聴く、意見を引き出す、整理する、集約する、問題を解決するという、まとめる能力は欠かせないものとなっております。

人口減少など課題が多い本市において、多様化する市民ニーズに適切に対応しながら、市民一人一人が希望をかなえ、自分らしく暮らすまちづくりを進めていくためには、様々な場面で広く市民の参画を求めていくことは大変重要であると考えております。

また、市民の声を反映し、協働によってつくり上げる市民参加型のまちづくりは、10年、20年後を見据えたとき、高い持続性を有するまちの姿の実現に大きな力になるものと考えております。

例えば、市民幸福度・満足度調査や市総合計画ゆりほん未来プランの策定に当たって

は、市民参加型ワークショップを開催し、ファシリテーターを入れることにより、参加者と共に調査の結果分析を行ったほか、計画立案時にはファシリテーターが効果的に参加者の意見を引き出し、市民の声として取りまとめるとともに、そうした意見を取り入れながら計画を策定したところであります。

さらに、若者自らが課題を捉え、解決につなげる取組を企画・実践する由利本荘プロモーション会議においても、外部ファシリテーターの下、様々な関係者の意見が事業展開に結びつけられております。

いずれの政策や施策立案においても、外部にファシリテーターを依頼し、市職員を同席させながら、実践の中でそのノウハウを学ぶ機会をつくり、ファシリテーション能力を有する職員の育成を進めてきたところであります。

そのほかにも、市職員のファシリテーション能力の向上に関し、中堅職員を対象とした秋田県自治研修所が行う能力開発研修や、全国地域リーダー養成塾におけるファシリテーション研修の受講を通して、能力の底上げに取り組んでいるところであります。

このように様々な機会を捉えながら、まずは市職員のファシリテーション能力の向上を図り、さらなる専門性を高めながら、職員がファシリテーターとして市民と共に政策を作り上げるプロセスを確立できるよう努めてまいります。

併せて、立案しようとする施策によっては、外部ファシリテーターの活用が望ましい場合もあることから、積極的に活用を検討し、市民の意見を生かした施策の実現に結びつけたいと考えております。

また、これまで開催されたワークショップ等のファシリテートの過程や結果を、次年度以降の事業に反映させる仕組みづくりも進めてまいりたいと考えております。

今後も市民一人一人が希望をかなえ、自分らしく暮らすまちという目指す将来像を旗印に、施策立案から積極的に市民の声を聴き、丁寧な説明を行いながら、市民と共にこれからの施策の合意形成を図り、持続可能なまちづくりを力強く推進してまいります。

次に、2、島根県大田市大森町に学び関係人口創出と移住促進をについて、お答えいたします。

人口減少と少子高齢化が全国的に進行し、地域を支える人材の確保や活力の向上が大きな課題となっている中、特定の地域に居住するという形にとらわれることなく、多様な形で地域と関わる人々を幅広く捉え、その関係性を生かして地域づくりの担い手になっていただくことが大変重要となっております。

国においても、こうした問題認識の下、二地域居住の推進やふるさと住民登録制度を創設するなど、地域と多様に関わる人々を政策的に位置づける取組が進められております。

本市総合計画ゆりほん未来プランにおいても、これらの課題に対応するため、人口減少下の状況においては、なお一層地域資源を生かしながら外部との関わりを広げ、人と物の動きを活発化させながら、地域を支える力を確保していく取組に力を入れていくこととしております。

とりわけ地域資源を生かしながら外部からの人の流れを生み出し、その活動を通して地域外からの消費を呼び込み、地域の元気へとつなげていくという循環をつくり出していくためには、観光などの一時的な来訪を足がかりに、そこから本市の魅力に触れてい

ただきながら、継続的に地域と関わる人々の広がりを出していくことが重要であり、こうした観点から、地域資源を生かした関係人口の拡大と外貨獲得の好循環の実現を最重要課題の一つとして位置づけたところであります。

議員御質問の本市における関係人口の考え方ではありますが、法令などで明確に関係人口の定義を設けられてはおりませんが、本市といたしましては、観光などによる一時的な来訪者をはじめ、移住・定住までは至らないものであっても、産業、芸術文化、ボランティアなどの様々な分野で継続的に本市と関わりを持つ人々、さらに本市出身者で本市を離れても、ふるさとに思いをはせてくださる方々など、関係性に濃淡はありますが、本市に関わってくださる皆様を広く指すものであると捉えております。

また、関係人口につきましては、市の施策に限らず、市内で活動する多様な主体や個人が、それぞれの立場で市外の人々と関わりを持ち、地域との関係性を深めていく中で形成されているものであり、そうした関わりは、分野や形態も多様であることから、その全体像を定量的に把握することは難しい状況にあります。

こうした考えの下、市では移住希望者が真っ先に考える仕事と住まいに対する支援として、無料職業紹介所を運営し、専門の移住相談員による仕事と住まいの一体的な移住サポートを移住希望者のニーズに応じて行うとともに、ハローワークや企業とは、求人情報の紹介や求人開拓、また市内不動産事業者とは、物件の紹介などのそれぞれの長所を生かした連携を図っております。

また、市では空き家バンクを運営し、空き家の所有者と利用希望者をつなぐ橋渡し役として、その利活用を図っているほか、年間2回の空き家セミナー・相談会を開催し、所有する空き家の管理や処分に悩む方と結びつくきっかけづくりにつなげております。

さらに、本物の自然の中で子育てと田舎暮らしを体験できるゆりほん保育園遊学を実施し、令和4年の東由利地域えみの森、旧みどり保育園での事業開始以降、令和6年には石沢保育園を受入先に加えたほか、令和7年には教育遊学として東由利小・中学校での受入れをスタートし、さらに令和8年には地域みらい遊学を矢島高校で実施するなど、拡充を繰り返しながら事業を継続してまいりました。

これまで保育園遊学と教育遊学を合わせて、延べ26組85人が参加され、うち7組23人はリピーターとして複数回参加されたほか、そのうち1組4人の御家族が移住に至っております。

こうした継続的な関わりの中で生まれた動きを踏まえ、地域との関係性が深化する中で、移住につながり、移住後は市民として新たな関係性を育む側に回っていくという関係人口の在り方として好循環が生み出される一つの理想的な形になっていると受け止めております。

また、これらの取組と合わせて、まずはふるさと納税などを通して、本市に興味や関心を持ち、観光などで実際に訪れていただくきっかけをいかに生み出していくかという観点から、滞在や交流を通して、人と地域との濃密な関係性を育て、再訪や定着につなげていくような流れを意識した取組も進めているところであります。

その上で、大森町の企業との連携については、人口規模の小さな地域において、地域資源を生かしたものづくりや交流の仕組みを通して、関係人口や移住につながる関係性が形成されている点など、地域づくりと企業活動を一体的に展開していることは、大変

参考となる先進的な取組であると認識しております。

一方で、こうした取組は、観光資源はもとより、地域内の人材、地域住民と来訪者が交流する機会の創出と継続的な関わりを促す仕組み、宿泊・体験・交通等を一体的に提供できる体制などの構築により成り立つものであることから、本市においても、地域資源を生かした持続的な地域づくりと企業活動が一体となった取組が展開されるよう、関係事業者や関係団体との連携について研究してまいります。

市といたしましては、関係人口の拡大を通して、人と地域とのつながりの在り方を大切にしながら、地域経済の活性化や担い手の確保、さらには将来的な定住・定着へとつなげ、持続可能なまちづくりの実現に向け、他自治体の成功事例も参考としつつ、本市の実情に即した取組を着実に進めてまいります。

次に、3、相次ぐ風車破損事故から市民を守るための（１）小形風車倒壊事故を受けてについて、お答えいたします。

先月18日に秋田市で開催された秋田県・市町村協働政策会議総会にて、男鹿市長より、去る4月に市内で小形風車が倒壊した事故が発生したにもかかわらず、市に報告がなかった事例について問題提起がなされました。

本市におきましては、由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドラインにおいて、事故等により発電施設の運転が停止した際は、市に対して速やかに報告することを定めておりますが、同様に市ガイドラインにて報告を定めていた男鹿市において報告がなかったことを重く受け止め、翌日の19日に大型・小形を問わず、市内で稼働する全ての風力発電事業者に対して、関係法令やガイドラインの確認及び事故発生時の速やかな報告とともに、安全な管理、運用に努めていただくよう文書を発出しております。

なお、文書の発出に当たっては、市への事故報告を含むガイドラインの再確認と安全な管理、運用について、迅速に通知することを優先したところであり、経年劣化等に対する安全確認の要求や、その結果報告は求めておりませんが、今後の調査により解明される事故原因によっては、点検等についても適切に行うようお願いしたいと考えております。

2点目に御質問の本市再エネガイドラインを令和7年4月に改定した際の連絡対応につきましては、市ホームページへ改定のお知らせを掲載するとともに、市内で風力発電事業を行っている全ての事業者とともに、事業計画について市として相談を受けている事業者を合わせた合計42事業者に対してメールで通知しております。

その時点では、再エネ特措法の認定を必要としない事業者に該当する事業者はなく、また受信確認を求めている中ではありましたが、送信メールに対しては13件のリアクションがありました。

3点目に御質問の男鹿市の小形風車事故を受けての市再エネガイドラインのさらなる改定につきましては、今後の事故調査結果や国の対応等を注視しつつ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、再エネ発電事業は、各種法令やガイドライン等を遵守し、安全を確保した上で行うことが極めて重要であると認識しておりますので、今後も必要に応じて適切な安全管理及び運営を行うよう要請してまいります。

次に、（２）大型風車事故を受けてについて、お答えいたします。

風力発電設備につきましては、電気事業法上の発電用の電気工作物として扱われ、同法等によって保安規程や事故報告、電気設備の技術基準等が定められております。

当然ながら、我が国の気象条件等を考慮した上で、事故なく安全に発電ができるよう、国においても専門的知見から基準を定めており、必要に応じ随時改定等がなされるものと認識していることから、市独自の安全基準や立入調査の仕組み、情報公開のルール、落下物や強風時の安全性に対する審査等について、改めて市として定める必要はないと考えております。

また、県内での大型風車ブレード事故につきましては、昨年５月に秋田市、今年４月に男鹿市と連続して発生しており、またその２件は同機種、同メーカーではありますが、秋田市の事故については、事故調査委員会の調査最終報告により、ブレードの材質等が原因とされており、同機種全体の問題等は指摘されておられません。

このため、市といたしましては、事故機と同機種であることをもって、本荘港風力発電所が重大明白かつ切迫した危険な状態にあるとは認識しておらず、法的根拠のない中で、国に対して風車の停止を求める考えはございません。

一方で、男鹿市の事故につきましても、今後、事故調査委員会により原因が究明されていくものと認識しているほか、事故を受けて秋田県知事が経済産業省に対し、風力発電設備に係る安全基準や点検の在り方の抜本的な見直しなどの緊急要望を行っていることから、今後、何らかの国の方針が示された場合には、市としてはその方針に従い、適切に対応してまいります。

また、海水浴場の開設やオートキャンプ場の営業につきましては、栗野議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、風力発電施設が直ちに海水浴場運営に支障を及ぼす状況にはないものと認識していることから、引き続き県及び事業者との情報共有を図りながら、利用者の安全確保に万全を期し、今シーズンにおいても適切に開設・運営してまいります。

次に、４、部活動の移動に安心・安全なルールづくりと支援体制をについて、お答えいたします。

このたび発生いたしました新潟県北越高校ソフトテニス部の遠征時の事故につきましては、私も大変痛ましく重く受け止めております。

本件を受け、令和８年５月１９日付で文部科学省より、部活動の遠征等における安全確保についての通知が発出されたところであり、本市におきましては、教育委員会が速やかに市内の各小中学校に対し周知を図ったところであります。

御質問の地域クラブの遠征時を含めた移動手段の事故防止等の対策についてであります。文部科学省からの通知を踏まえ、市としては活動しているサッカー及びソフトボールの２競技、４つの地域クラブに対し、部活動と同様に移動を含めた安全確保、遠征等の必要性の確認、移動手段の適切な選定等について注意喚起を行ったところであります。

また、遠征時等の負担軽減に関する支援についての御質問につきましては、教育委員会と連携し、全国大会などに出場する際の派遣費補助金を交付しているほか、旅費等を補助対象とする地域クラブ運営費補助金の要綱を定め、スポーツ活動の支援を行ってお

ります。

次に、部活動の地域展開に伴う移動手段の確保のため、地域公共交通確保維持改善事業を積極的に活用すべきとの御提案につきましては、本市でも平成27年度から、この事業を効果的に活用し、コミュニティバスを運行しているところであります。

今後、部活動の地域展開が進み、活動が広域化され、これまで以上に地域公共交通のニーズが高まってきた場合には、ルートやダイヤ改正の検討材料の一つとして活用するとともに、引き続き課題の洗い出しを行いながら改善を図り、市民の皆様にも求められる地域公共交通体系を構築してまいります。

現在、地域クラブにあっては、学区を越えた活動を行っているため、各家庭または団体による個別の送迎により対応していただいている状況であります。今後は、由利本荘市地域クラブ活動に係るガイドラインへ、遠征等の移動手段の安全確保に関する項目を追加するなど、地域クラブで活動する生徒の安全対策を一層強化してまいります。

なお、文部科学省通知に関する御質問につきましては、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

【土倉新也教育長 登壇】

○教育長（土倉新也） それでは、大友孝徳議員の教育委員会関係の御質問、4、部活動の移動に安心・安全なルールづくりと支援体制をについて、お答えいたします。

文部科学省より発出された部活動の遠征等における安全確保についての通知につきましては、市教育委員会にも届いており、教育委員会において内容を確認の上、各種大会や総体前であったことも踏まえ、速やかに市内全ての小中学校へ周知を行いました。

また、その通知を踏まえ、各学校において校長、教頭が練習試合や大会等の日程や交通手段について把握し、部活動担当者や保護者と計画を検討の上、必要があれば計画の見直しや変更を求めるよう、改めて安全対策の徹底を指示したところであります。

さらに、8月に開催予定の由利本荘市部活動地域展開関係者協議会において、学校関係者に加え、競技団体等に対しても、今回の通知内容を改めて共有し、周知徹底を図ってまいります。

部活動に対する市の支援につきましては、現在、宿泊を伴わない全県大会に出場する場合には、スクールバス運行を行っているほか、全県大会、東北大会、全国大会へ出場する際は、交通費や宿泊費等の補助を実施しております。

今後の管理体制につきましても、引き続き各学校と連携しながら、校長や部活動担当者及び保護者等と事故防止に向けての情報共有を迅速に行い、児童生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○5番（大友孝徳） 丁寧で微細にわたる御答弁、誠にありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

まず、大項目1、ファシリテーター専門職導入で市職員の聴く力の底上げを。

これに対しまして市長のほうからは、現状、様々な事業で外部ファシリテーターを登

用されていると。この外部ファシリテーターのファシリテーションの結果も踏まえ、市職員の聴く力の底上げを現状も行っているとの答弁でしたが、私の提案は、あくまで内在すべきだと。私の基本的な考え方としては、現状、今のままでは聴く力がなかなか成長していかないのではないかとという危惧がありまして、それを画期的に成長させるには、来年度の採用でも結構ですけど、内部にファシリテーター専門職を採用して、それによって庁内の改革をスピードアップさせるという提案です。

これに対して、現状の外部ファシリテーター、これは私も存じ上げておりますが、幾つかのワークショップ等にも参加しましたけども、それによって現状の本市の庁内に何らかの改革が起きているとはとても思えないんですよ。当然費用はかかりますが、様々なその費用への補助等は、皆さんのほうはよく御存じでしょうから、ぜひ内在する方向で一度御検討いただけないでしょうか、お願いいたします。その方法に関して質問させていただきます。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおりであります。大友議員も理解していると思います。必要とを感じるような施策の立案であったり、いろいろな場面で外部のファシリテーターの方をお願いをしてやっていただいたり、それからちょっと重複しますが、市職員に対しても、今、いろいろなファシリテーターの研修をしております。そうしたことにより一人一人というか、より多くの職員がファシリテーターとしての能力を高めていけるということを目指すという目標を掲げたいということ。必要である場合は外部の方をお願いをするという方向に進めたいということ。先ほどの答弁と一緒にありますが、そういう方向で今、進めていこうというふうに考えているところであります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 今の御答弁では、現状行われていることをそのまま継続しながら、ファシリテーション能力を育てていきたいということでしたけど、今までどおりやっていて、市職員の聴く力って飛躍的に伸びますか。市長、どう思われますか、お教えください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 伸ばすように、今まで以上にしていかなければいけないだろうと思っています。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。以前にも別のことで提案したことがありますけれども、やはり内在するのと。外部からその都度、必要な都度、ワークショップがあったら来てもらって計画してもらって、それが終わったらもうその人たちは去ると。資料は残るけども、ファシリテーションそのもののスピリッツは、うちの庁内に残っていかないというのは、もったいないと思いますので、そのファシリテーターの方の生かし方も含め、ぜひ研究されて、市民の方々も期待していると思います。皆さんの聴く力を飛躍的に伸ばしていただけますようお願いいたします。

続きまして、大項目2、島根県大田市大森町に学び関係人口創出と移住促進を、これについて再質問させていただきます。

御答弁の中で、ふるさと納税で濃密な関係を構築したいというような趣旨があったと思いますが、現状そのようなメニューございましたか、ちょっとこの辺を教えてください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えします。

ふるさと納税のメニューとして設けているということではなく、納税していただいた全国や、あるかちょっと分かりませんが海外の方々との関係をしっかりと、また納税していただけるようなリピーターというような関係になるだとか、いろんなことがあるのかも分かりません。旅行に来ていただくとかですね、ふるさと納税をしていただいた方々との関係をしっかりとつくっていききたいというような意味であります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ふるさと納税をしていただいた方々へのアプローチということだと思いますけど、その方々との濃密な関係を築くために、今、どんな施策を実施されているのでしょうか、お教えてください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については部長からお答えしますが、様々な方法、例えば定期的な市の情報発信をメールマガジンで行ったりとか、市のいろいろなパンフレット等々を中に入れて送らせていただいたりとか、ちょっと詳細については、部長から答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） 大友議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税のメニューの中には、本市においても農家民泊であったり、そういった体験型のものも若干含まれておりますし、またうちのふるさと納税の主力となります、米に関しては、都市部からこちらのほうに来ていただいて米作りを体験してもらう事業ですとか、またこちらの米を持って行っておにぎりを食べてもらうとか、そういった事業を展開しているところでして、先ほど市長が申し上げたとおり、様々なこちらのメニューの情報提供ですとか、そういったものをやっておりますけれども、今後もそういった活動を続けていきたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 部長の答弁ありがとうございます。この米作り体験事業、実際、どの程度の件数でどの程度の納税につながっているか、もしお分かりになれば教えてください。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） ただいまの大友議員の再質問にお答えいたします。

米作り体験については、東京でレストラン経営している事業者ですとか、そういったものが先月こちらのほうに来て体験しております。秋には収穫も体験するということで、ただ直接の納税額に関しては、どの程度つながったかということに関しての知見は持ち合わせておりません。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） その東京のレストランというのは、まるごと売り込み課のほうで業務提携しているレストランであって、ふるさと納税の納税者ではないですね。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） ただいまの再質問にお答えいたします。

米作り体験に来ているのは、まるごと売り込み課のほうで提携しているレストランの事業者として、直接的にふるさと納税を行っていただいているお客さんが来ているというものではございません。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） としますと、現状、ふるさと納税では由利本荘市内で米作り体験をするような、そういうメニューはないという理解でいいですか。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） ただいまの再質問にお答えいたします。

こちらのほうでメニューしているのは、農家民泊1泊してとかという形ですので、必ずしも米作りに直結するという話にはならないかとは思っております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。

次の質問ですけれども、市長の答弁の中で、関係人口等に取り組む上で、関係事業者、団体等の連携をより一層深めながらとありますが、この関係事業者、団体というのはどのような先のことをおっしゃられていますか、教えてください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） ただいまの再質問にお答えいたします。

こちらで言っている関係事業者、それこそ先ほど申し上げたように、本市の産物ですとか、そういったものに賛同して扱っていただいている事業者ということになるかと思えます。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。大項目3、相次ぐ風車破損事故から市民を守るために、中項目（2）大型風車事故を受けて。

こちらは先ほど栗野希穂議員の質問にもお答えされておりましたが、その内容からすると、今の本荘マリーナとこの風車の位置関係は400メートルで、一番近いところで150メートルとの御説明であって、多分これに関しては私も同じデータでいいと思うんですけども、ただその際の答弁でもございましたが、この本荘港風力発電所、こちらは2018年にブレードが破損しておりまして、その際には100メートル先まで12メートルの破片、12メートルですよ、が飛んだと。昨年の新屋浜の事故では60センチ、250グラムの重さのものが250メートル先まで飛んだと。

これ私調べてみましたら、60グラムのものが250メートルまで飛んだ、そのパワーというのは、大谷翔平が投げる野球の硬球が直接当たるぐらいの威力があるらしいんです。そこを、そのような風力発電所を営業させたまま、海水浴場の海辺そのものは400

メートル先かもしれませんが、駐車場があって、特に本荘浜の場合は海辺までがものすごい距離ですよ、長い長い距離、そこを歩いていくわけですよ。ほかに移動手段がありませんから、小さな子供とか連れながら。そのときに通過する一番近いところは多分150メートルなんだと思うんですけど、そこでもしも長さ12メートルのものが飛んできたら、確実に人命に直結しますよね。

本市のガイドラインでは、先ほどお話しされたとおり、最高到達点の3倍、この風車の場合には300メートルちょっとでしたけれども、その離隔距離が必要だと。離隔距離が必要だって本市のガイドラインに示しているのに、海水浴場のお客様、市民や観光客の皆様を市のガイドラインよりも近いところを歩かせるんですか。それで本当に安全なんですか。もう一度お聞かせください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。

詳細については部長から答弁させますが、御心配のお気持ちだとか考え方というのは、そういう考えももちろんあるだろうなというのは認識していますが、ここ辺りがちょっとやっぱり難しいというか、風車は危険なものだという立ち位置には立っていないというのがまず一つあります。

先ほど私答弁しましたが、一つはやっぱり風力発電を進める中で国のいろいろな法的な根拠、いろいろな安全基準をクリアされて立地しているというのが、まず、これは当然ですけど大前提だろうという認識でいます。なので、風車イコール危険なものというような、そういった視点とはちょっと違う視点で、いわゆる安全なものであるということ、これそうでなければ大変ですから、そういった前提です。

あと先ほど150メートルという話をしたのは道路でありまして、人が歩くという場所ではないと。車が通過する場所という認識でありますので、歩く場所については400メートルほどの距離はないか、ちょっと詳細について部長から答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） ただいまの再質問にお答えしたいと思いますけれども、先ほど栗野議員の答弁の際に申し上げましたが、150メートルというのは本荘マリーナの駐車場へ通じる道路のところで150メートルです。海水浴場に入っていくところで、海水浴場そのものの位置関係を考えてみると、風車から北側に400メートル離れたところから海水浴場という位置づけになりますので、通過する道路としては150メートルのところが一番近いということになるんですけれども、そういった御理解でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 昼過ぎてしまいました。ちょっとこの件、もうちょっと深掘りさせていただきたいので、質問させていただきます。

石脇浜にイオンの先のほうからずっと走って行って、松林通って、右側に本荘マリーナのオートキャンプ場を見ながら右折して、そのまま真っすぐ駐車場に行きますよね。あの道路が本荘港風力発電所から150メートル、それは理解できます。そうすると、これで駐車場に車を入れて歩いていきますよね、海水浴場まで、海辺まで。ここよりも、このほうが私近いと思うんですけど、ここは何メートルですか。私の質問は、観光客

が海水浴場に来られたお客様方が子供を連れながら、ビーチパラソルとか持ちながら歩く、この距離150メートルより近いんじゃないですかという意味です。

○議長（佐藤健司） 小番観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小番正明） ただいまの再質問にお答えいたします。

マリーナ海水浴場の駐車場をイメージしていただければよろしいんですけども、海水浴場に入っていく道路の直近のところというのは、現在砂がたまっていて、駐車場として開放している場所ではなくなっています。なので、もっと北側にずっと進んで、海水浴場の直接の裏側、上って言えばいいんでしょうか、そこが駐車場として開放している場所になりますので、距離感としては150メートルのところを人が歩くということはないと考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） その辺までできれば一度精査していただいて、御検討いただきますようお願いいたします。

それで、今、市長のほうからは風車は危険なものではないというお言葉、その視点から全てのことを執り行っているという言葉がありましたけど、本市での事故は2018年ですけど、その後、2025年、2026年と立て続けに倒壊してブレードが飛散している。この状態で抜本的な対策は打たれていない。この状態の風車を安全なものという前提だけで見て、本当に大丈夫ですか、市長。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） その2018年、前のときは落雷だったんですかね、原因がちょっと。原因究明がされたと思いますが、その後、そこについては対策をされ、いずれ修繕というか直したわけでありまして、先ほど私が言ったように安全だという考え方なのかどうか、これは風車に限らないもの、何でも構造物はそうかもしれませんが、国だとかの一つの安全基準というのを満たして造られたものなので安全だろうと、私が言っているのはそういうことであってですね。言い換えると、国の安全基準を通過したものが危険だというような捉え方というのは一般的にはしないでしょうから、そういった意味で、だから当初から風車自体が危険なものという捉え方はしていないですという話をさせてもらったということであって、これは風車に限らず、何でも自動車でもそうかもしれませんが。国の安全基準を通過したものについては、まずは安全だという一つの視点の中でいろいろものを考えると。ただ絶対にということはないのかも分かりません。そういうときのためにいろいろな安全対策というんでしょうか、だとか先ほどもちょっと話がありました万が一のときはすぐ通行止めをするような対応をとるだとか、そういったものを万が一のために考えること、これは大事なことだと思いますけども、というところですかね。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 市長がまさしくおっしゃっていることは、私も理解してはおります。現状これだけ倒壊して、これだけパーツが飛んで、当たったらもう死ぬような状態のものが250メートル飛んでくるということが分かってしまった、エネルコン社の風車で、同一の管理体制が1社でやられているこの風車が、まさしく本荘マリーナオートキャンプ場の至近にあるということが怖いと伝えているんです。その怖さに対して、市

民を守るために何かしなければいけないのではないかという提案をさせていただいておりますので、ぜひともその点をお酌み取りいただき、様々さきほどの距離の件もそうですが、もう一度庁内の中で点検されるようぜひお願いいたします。

続きまして、大項目4、部活動の移動に安心・安全なルールづくりと支援体制を。

この中で、市長も教育長もおっしゃいましたが、全県、東北、全国、それぞれの遠征に関しては、費用を補助されているとのことですが、この費用の額はどのような基準になっているのか、お分かりでしたら教えてください。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） ただいまの大友議員の再質問についてお答えいたします。

支援の補助の割合というところでよろしいでしょうか。

○5番（大友孝徳） 金額で。

○教育長（土倉新也） 金額ですか。トータルでいいですか。

○5番（大友孝徳） 要は、一つの部活に対してどのぐらい、どんな基準でお金が行くのかという。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） 全県大会については7割補助です。東北大会、全国大会は10割補助となっております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 私の中で何となく部活動の部員が何人いて、1人頭幾らで、掛ける何人というようなイメージかと思っていたんですけど、もう完全にかかった経費に対して7割、10割、10割ということは、その経費の申請やその他は部活動のほうで教育委員会のほうに提出して、これだけ金額かかるんで、これだけお金くださいというような形で運用されているという理解で合っていますか。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） ただいまの再質問にお答えいたします。

原則として登録人数です。部員が50人いるから50人全部という、そういうことではなくて、大会に出場するのには登録人数ってありますよね、そういう御理解でいただきたいんですけども。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 登録人数ということは、例えば野球だったら多分ベンチに入れる人数とか、サッカーも同じですよ。例えば、陸上競技だったら競技に出る人数、そういう理解で合っていますかね。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） ただいまの再質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりです。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ということは、例えば某中学校の陸上部で、出場選手が1年生から3年生までで、今、20人いると。それぞれ投てきから何からフィールド競技から、いろんなところに20人が出るとなった場合には、20人分の全ての交通費が補助されるという理解で合ってますか。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） ただいまの再質問にお答えします。

全県大会、東北大会、全国に行くのであれば、登録されて勝ち上がっていった選手であれば、そのような形で補助はされます。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 前の前の再質問で伝えましたが、その金額っていうのは、見積りはどのような形で確認されているんですか。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） きちんと学校から幾らかかるという形で申請が来ます。それに対して、こちらのほうは補助を出しているという形であります。上限もあります。

○5番（大友孝徳） すみません、教育長、だんだん疑問がつかうので。

○議長（佐藤健司） 大友孝徳さん、再質問ですか。

○5番（大友孝徳） 再質問です。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） だんだん疑問が増えてくるので。上限はどういう設定になっているんですか。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

○教育長（土倉新也） ただいまの大友議員の再質問についてお答えいたします。

交通費であれば、原則として最も経済的な通常の経路及び方法によることとする。それから、営業車借り上げ料金であれば、補助対象外の人員が含まれる場合は人数割りし、対象者分のみを補助する。宿泊料であれば、必要最小限の範囲内とする。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 質問の際もお伝えさせていただきましたけど、皆さんも御存じのとおり諸物価高騰、あと国土交通省からの指導等によって、とにかく移動費、バスの借り上げ料にしてもどんどん上がっていつているわけですよ。それに対して、7割、10割、10割という助成はとてもありがたいとは思いますが、これが先ほどはベンチに入っていない生徒の分は人数に入らないということでしたけど、それがいかに保護者の負担になっているのかという実態をぜひ一度現状を把握されて、もし何らかの改善が、追加支援等を検討する必要があるれば、検討していただけますようお願いいたします。

本当に子供たちがやりたいことができる由利本荘市であってほしいんです。そちらのほうよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、5番大友孝徳さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時18分 休 憩

午後 1時20分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

2 番小川光弘さんの発言を許します。2 番小川光弘さん。

【2 番（小川光弘議員）登壇】

○2 番（小川光弘） 2 番、無所属の小川光弘です。熊出没増加に伴い、人身被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

熊対策として秋田犬はマタギ犬や熊犬と呼ばれた狩猟犬を先祖に持ち、後に闘犬として大型化などの目的とした改良交配を経て成立した犬種です。秋田犬は、巨躯の誇る熊にもひるまず立ち向かい、勇敢さと強靱な精神を持ち、古来より人々の暮らしを守ってきました。この犬を置くことにより、熊を近づけないようにする可能性があります。

それでは、議長のお許しを得ましたので、大項目 1、2、3 について質問させていただきます。

大項目 1、子育て支援の拡充と少子化対策について。

本市の人口減少は年々加速しており、特に若年層の流出と出生数の減少は深刻な課題である。この状況では由利本荘市、至っては国が滅びると言っても過言ではないと考える。税収が減り、高齢者を養うどころか、介護士、医師、看護師がいなくなるといった負の連鎖が頭をよぎる。令和 7 年の本市の出生数は年間 265 人であり、10 年前の約半数である。

また、令和 8 年度予算において少子化対策は最重要課題と位置づけられているが、思い切った対策がなされていないような気がする。特に、15 歳から 24 歳の流出が多く、これからの由利本荘市を担う一番いい年齢層が市外に出ていっているのが現状である。これは由利本荘市というまちや学校や企業に魅力がないということだと思う。この大切な年齢層の方々が市内にとどまっていただけるように、少しではない思い切った対策が必要と考える。

現場の子育て世代からは、依然として経済的負担が大きいという意見が多く寄せられている。全国的に見て出生数の増加に大きく寄与している施策は、第 1 子への支援強化であるとされている。実際、国の調査や各自治体の事例においても、第 1 子出産のハードルが高いことが少子化の大きな要因とされており、第 2 子以降の支援だけでは出生数増加につながりにくい指摘されている。

本市において、平成 18 年度から第 2 子出産時に出産祝い金として 10 万円を支給している。結婚後、第 1 子は授かるが、第 2 子以降に踏み切れないということへの支援だが、10 万円では生活費に消えてしまう。何に使ったか分からないうちになくなってしまうという声が多く、一時的な支援では不安解消にはならないという意見が寄せられている。

そこで、第 1 子は 100 万円、第 2 子 50 万円、第 3 子以降 100 万円などとし、最初の一步を後押しする必要があると考える。大規模な支出とはなるが、人口減少対策、将来の税収確保、地域経済の活性化を考えると、投資としての価値は非常に高いと考える。さらに、おむつやミルク代など、3 歳までの育児に必要な物品の購入に充てるため、母子手帳配付時に 1 万円クーポン券を支給し、出産後に安心して子育てできる環境づくりが大切と考える。

ともかく人口減少・少子化対策において重要なことは、子供を授かりたいと思えるような環境づくりであり、そのために第 1 子への強い後押し、継続的な経済支援、子育てへの安心感が不可欠である。本市が子育てしやすいまちと選ばれるためにも、ぜひ取り

組んでいただきたい。子育てしやすいまちとなれば移住にもつながり、人口減少、少子化対策に大きく貢献できるため、これまでの延長線ではなく思い切った施策転換が必要と考えるが、これらについての見解を伺いたい。

大項目 2、災害避難場所について。

近年、豪雨災害、山林火災、突風など予期せぬ災害が頻繁に起きており、我々の生活を脅かしている。防災マップの活用により避難場所も分かりやすくなっている。

本市のペット防災基本ルールでは、災害時にペットと避難する同行避難を基本とし、「避難場所内においては飼い主とペットとの居住スペースは原則として分けられる」とある。一昔前まで、犬であれば首輪をつけ鎖でつなぎ、外で飼育するのが一般的であった。しかし、現在は大小にかかわらず家の中で飼い、同じ布団やベッドで寝るなどの愛犬家が非常に多く増えている。これらのことを考えると、災害時には飼い主とともに犬もパニックになり、飼い主と離れることによってさらにパニックになるということが考えられる。

少子化に反比例し、ペットを飼育する世帯が増えている現在、ペットと飼い主が隔離される環境でいいのだろうか。ペットとの同伴スペースを設け、飼い主が安心して避難できるように、動物が苦手な人と同行してきた人を二分化するなど、ペットを飼育する世帯数が急激に増えている今、考えていかなければならない状況であると考えているが、これらについての市長の見解を伺いたい。

大項目 3、立地適正化計画について。

都市再生特別措置法に基づく制度では、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティの形成を進めることが求められている。公共施設だけではなく民間施設も対象となる中で、県内最大の行政区域を持ち、高齢化率が4割を超える本市においては、インフラの適正な維持管理や行政サービスの持続性が課題である。

そこで、本市が掲げる令和26年の都市像を展望とあるが、具体的にどのような取組を想定しているのか。また、居住誘導や都市機能の集約を進める際、対象区域外に住む市民や民間業者への配慮、補償についてはどのように考えているのか。

また、舞鶴市では市街化区域を調整区域化し、農地を新たに宅地化できないようにするなど、現在の都市部への誘導をする方針に転換している。本市においても同様に、市街地の拡散を抑制し、既存宅地や中心部への誘導を進める考えがあるのか、伺いたい。

これで私の質問を終わります。

【2番（小川光弘議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、小川光弘議員の御質問にお答えいたします。

初めに1、子育て支援の拡充と少子化対策についてにお答えいたします。

令和7年12月に閣議決定された地方創生に関する総合戦略において、全国的な人口減少と東京圏への一極集中の是正に向け、人口減少を正面から受け止めながら、若者や女性にも選ばれる地域づくりを進めていくことが基本的な方向として示されております。

こうした背景には、地方における止まらない若者や女性の流出、生産年齢人口減少に

よる人手不足や経済活動の低下など、地域経済の成長にも影響を及ぼしている現状があり、人口減少は我が国全体で取り組むべき課題として一刻の猶予もない状況に置かれております。

また、少子化は不安定な雇用形態や低い賃金水準、将来の生活設計に対する不安といった経済的要因のみならず、価値観やライフスタイルの多様化による晩婚化・非婚化の進行や、さらには地方特有の社会的意識の在り方などが複合的に絡み合って進行しているものと推察され、国においては子ども・子育て支援金制度の導入など、社会全体で子育てを支える仕組みづくりが進められているところであります。

一方、秋田県の総合計画におきましても、出生数の減少による自然減と若年層の流出による社会減が並行して進行している現状を踏まえ、これらに一体的に対応していく必要性が示されるとともに、寛容・挑戦・安心を基本理念として、多様な背景を持つ人々が自分らしく活動できる社会の実現を図り、若者や女性の定着・回帰につなげていくことが重要とされております。

こうした状況を踏まえつつ、本市の総合計画ゆりほん未来プランにおいても、若者や女性の市外流出や価値観の多様化に伴う晩婚化・非婚化を背景として、少子化と人口減少が進行し、地域経済や生活基盤、さらには地域コミュニティの維持に影響を及ぼすなど、将来にわたる地域の持続性に直結する極めて重要な課題であると位置づけられております。

このように人口減少や少子化の進行は、国・県・市を通して共通する極めて重要な課題となっており、しかも複合的な要因が重なり合う構造的な問題であることから、それぞれの立場から効果的な施策を総合的に推進していくことが重要であります。

市といたしましては、国や県の支援策の活用を前提としつつ、本市独自の取組として市の優位性を生かした雇用の確保や若者の定着、移住・定住の促進、結婚支援、住宅取得の支援などを通じた社会減の抑制と併せ、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めるなど、ライフステージに適合した施策を複合的に推進してまいりたいと考えております。

そのうち子育て支援対策につきましては、少子化対策を進める上で最も重要なものとなっておりますが、令和4年度からは国において第1子を含めた出産・子育てへの経済的支援が拡充されており、第1子に対しても一定の支援が講じられているところであります。

こうした中、本市におきましては、複数の子供を持つとする世帯への支援の効果を高める観点から、第2子以降の支援を重点化するとともに、子供の人数が増えるに従い、経済的負担が大きくなることを踏まえ、段階的に支援を手厚くしているものであります。

具体的には、市の子育て支援金として、第2子に10万円、第3子以降に20万円を支給しており、国の支援も含めると、第1子は国の支援で10万円、第2子は国と市で20万円、第3子以降は国と市で30万円の支援となっております。

このほかにも出生時の市指定ごみ袋の配付のほか、妊婦支援給付金や保育料の軽減、高校生年代までの医療費助成、小学生の給食費完全無償化など、段階的な経済支援を講ずるとともに、妊娠期から子供の成長段階に応じた相談支援体制の整備を進めるなど、

切れ目のない支援の充実と精神的なサポートにも取り組んでいるところであります。

一方で、議員御提案のような第1子からの高額な経済支援につきましては、その効果が雇用や結婚、出産の直接的な動機づけになるかどうかは評価が難しい面もあり、また支援に対し市民が求めるニーズも多様化する中であって、制度としての持続性や実効性などの観点から、慎重に検討すべき課題があると考えております。

市といたしましては、これまで様々な施策に取り組んできたものの、人口減少の進行に十分な歯止めがかかっているとは言えない状況にあります。その影響が地域の将来に深く関係することを踏まえ、これまでの取組の検証を行いながら、今後も不断の見直しや工夫を重ねていくことが重要であると考えております。

その上で、今後は若者や女性に選ばれるまちづくりを一層重視し、雇用、結婚、子育てといった各段階における施策の重点化を図りながら、より実効性の高い取組へとつなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子育て支援は安心して子供を産み育てられる環境を支える重要な要素であることから、関連施策と連動させながら充実を図っていくとともに、人口減少対策を市政の重要課題として位置づけ、不断の見直しを行いながら、持続可能なまちづくりに着実かつ粘り強く取り組んでまいります。

次に、2、災害避難場所についてにお答えいたします。

近年におけるライフスタイルの変化や、愛玩動物を家族の一員として捉える市民意識の高まりにより、室内でペットと共に生活する世帯は大幅に増加しているものと認識しております。

災害という極めて厳しい状況下にあっても、大切なペットと離れて避難することへの不安や精神的負担は大きく、そうした多様化する避難ニーズへの対応は、本市としても重要な課題であると受け止めております。

避難所のペットの対応については、国においても平成23年に発生した東日本大震災以降、飼い主がペットを連れて避難所まで安全に移動する同行避難を基本原則としたところであり、自治体に対しても、その体制整備を促す方針へと大きくかじを切っております。

さらに、平成28年に発生した熊本地震での教訓を踏まえ、環境省では人とペットの災害対策ガイドラインを改定し、避難所における動物アレルギーや鳴き声によるトラブルを防ぐため、人間とペットの居住空間を明確に区分する住み分けの徹底など、現場の実情に即した運営を求めています。

また、本市地域防災計画においても、避難所内の衛生環境の確保や動物アレルギーをお持ちの方、動物が苦手な方への配慮の観点から、人とペットの居住スペースを分ける住み分けを基本方針としており、これまで避難所を開設した際も避難者とペットの居住空間を区分して運営を行ってきたところであります。

しかしながら、ペットと飼い主を一律に隔離する現行の対応だけでは、避難をためらう市民が生じる懸念もあり、多様化する市民ニーズに応じた避難所運営の見直しなど、より柔軟な運用が求められていることも承知しております。

そのため、発災時の災害規模や避難施設の構造、避難者数などを総合的に勘案した上で、ケージへの収容が適切に行われていること、ふん尿等によって避難施設内を汚損す

るおそれがないこと、鳴き声等により他の避難者へ過度な迷惑を及ぼすおそれがないことなど、これら周囲への配慮を盛り込んだ一定の条件が満たされ、支障がないと判断される場合には、避難者の動線を分離するなど、適切なゾーニングを図ることにより、同伴スペースが確保できるよう配慮するなど、現場の状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

市民の皆様の生命と財産を守ることが最優先であることは言うまでもありませんが、同時に被災された方々が少しでも安心して避難生活を送ることができるよう、市民の皆様の声に寄り添いながら、実効性の高いペット防災体制の構築を図ってまいります。

次に、3、立地適正化計画についてにお答えいたします。

市では、人口減少・少子高齢化社会の進行を見据え、持続可能な都市構造の構築を目的として、令和6年8月に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定しております。

立地適正化計画は、都市計画区域を対象に、居住機能や都市機能を適切に誘導し、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進することで、市民生活の利便性向上と行政コストの効率化を目指すものであります。

令和26年度の都市の姿を展望するべく、本計画では各機能を適切に誘導するため、3つの方針から構成されており、まず1つ目は、地域の力を結集し、人々の交流を育む魅力的なまちなかの創出として、停車場東口線道路整備事業など本市の交通拠点である羽後本荘駅周辺の整備を進めております。

2つ目に、災害に強く、住み続けやすい居住環境の整備として、鳥海ダムによる洪水調整機能の強化や、河川整備による浸水被害対策により、災害リスクを最小限に抑えるほか、子育て環境や医療の充実などによる住みやすさの向上を目指します。

3つ目に、市街地と郊外を結ぶネットワークの確保として、コミュニティバス運行事業や、主要な道路網の整備などを実施し、公共交通の利便性の向上を図っております。

次に、居住誘導や都市機能の集約を進めるに当たり、市民や民間事業者への配慮についてであります。本計画は誘導区域を設定し、それ以外の区域における一定規模以上の開発について、届出を求める誘導型の制度であり、強制的な移転や立地規制を行うものではないことから、補償を伴う制度とはなっておりません。

また、舞鶴市のように市街化調整区域を定め、開発行為の抑制等により土地利用を規制する手法もありますが、本市の立地適正化計画は、規制ではなく誘導を基本とする制度であり、緩やかな都市構造の構築を図るものであります。

なお、数値目標の一つとして、居住誘導区域内における人口割合を28.9%に設定しておりますが、こうした目標の達成状況につきましては、おおむね5年ごとに評価を行い、計画的な時間軸の中で現在の暮らしを尊重しつつ、居住や都市機能施設の建て替えなどの機会に合わせて、緩やかに誘導していくこととしております。

今後も令和26年の目標達成に向けて、制度への理解が深まるよう周知に努めながら、引き続き持続可能な都市の形成に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 2番小川光弘さん、再質問ありませんか。

○2番（小川光弘） ありがとうございます。

大項目1、子育て支援の拡充と少子化対策についてですが、6月4日の国会においても、国民民主党村岡敏英先生が、秋田県は人口減少が最重要課題と発言されておりました。市でもそういうようなことを言っておりますが、この10万円とか20万円って全然最重要課題に値するような金額ではないなという感じがするんですけども、最重要課題に匹敵するような金額を湊貴信市長、大したもんだなと言われるようにどうかやってください。

○議長（佐藤健司） 小川光弘さん、今、再質問ですか、意見ですか。

○2番（小川光弘） 再質問でした。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

小川議員おっしゃるとおり、金額というのは1人生まれたら100万円だとかですね、そういう政策的なものっていうのも、全く効果がないということではありませんけども、なかなかそれ一つやったからといってなかなかどうかと。先ほどちょっと答弁しましたが、いろいろな要素が関わってきている中で、それだけやっていいか、それでやってバーンと増えてくれれば大変いいんですけども、なかなかそうはいかず、いろいろなところ、先ほども今の高校生年代の医療費助成、あれも今いろいろな市町村やっていますけども、本市ぐらいの規模の市町村としては割と早く、私が市長になってからすぐやりましたが、そういうこともやったり、いろいろなところにやりながらやっていくということが大事でありまして、大きな旗を掲げるということも大事なのかも分かりませんが、いろんなことを政策を考えながら、また他市町村の例も見ながらですね、やっていくというような思いで進めているところでありますので、一生懸命頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（佐藤健司） 2番小川光弘さん。

○2番（小川光弘） ありがとうございます。やっぱりさっき言ったように最重要課題ですので、10万円とかじゃなくて、100万円は確かに私もいっぱいかと思えますけど、もうちょっとその最重要課題に見合った金額を提示してほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤健司） 小川光弘さん、再質問です。2番小川光弘さん。

○2番（小川光弘） 続いて、大項目2、災害避難場所についてですけども、訓練大会で、あれはケージとかそういうのを用意してきちっとした対応はできるかと思えますけども、災害が起きてからペットを自分の子供のようにけがしないように連れて行って、そこからどうするかということなので、それを最初から決めておく必要があるんですよ。ペットを飼っている飼い主さんは、ペットじゃないんです、自分の子供なんですよ。自分の子が災害時に一緒に避難して行って、その後に分けられるということは、もう子供を捨てられるようなものですから、そうならないように事前に決めておく必要があると思うんですけど、どうですか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させますが、小川議員がおっしゃるとおり、今はもうおりませんけれども、うちもやはり犬を飼っていてずっと長く生活をしておりましたので、気持ちは本当にペットじゃなくて家族だということについ

ては、その気持ちは十分理解をするものであります。

そうした思いも持ちながら、避難所の運営についてはいろいろと課題もある中でしっ
かりやらないといけないというような思いでありますが、詳細について危機管理監より答
弁させます。

○議長（佐藤健司） 渡部危機管理監。

○危機管理監（渡部友善） ただいまの再質問についてお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、ペットにつきましては環境省でもガイドラ
インで示しておりますとおり、同行避難を基本としております。

ただししかしながら、ペットについては家族同様という方々の気持ちもしんしゃくいた
しまして、いろいろな課題等を検討しながらいろいろ改善を今後進めていく予定ではあ
ります。

この環境省のガイドラインをつまびらかにひもといていきますと、当然飼い主の安全
あつてのペット避難、だから飼い主が被災してしまうと、ペットの行く末もどうにもな
らなくなるということもありますので、まずは災害等被災した場合につきましては、
ちゅうちょせずにペットを連れてきていただいて、避難所等に避難していただくのが一
番かと思います。

併せまして、市では総合防災訓練であるとか、全市一斉防災訓練とか様々な訓練の場
を通じて訓練をしておりますが、その際、ペットを飼われている方もそういった訓練に
同行して避難していただければ、またいろいろな問題点であるとか改善事項等が明確に
なりますので、今後いろいろ御協力をお願いしたいところであります。

○議長（佐藤健司） 2番小川光弘さん。

○2番（小川光弘） ありがとうございます。これから災害避難訓練ですね、それもペッ
ト同行避難ということで、ペットを連れ出す避難訓練もしたらいいかと思えますけど
も。

続けていいですか。

○議長（佐藤健司） はい、どうぞ。

○2番（小川光弘） 大項目3の立地適正化計画についてですけども、先日、佐々木司議
員が質問されていた農村RMO、それもすばらしい、コンパクトシティ化もすばらし
い、どちらに向かうんですか、市長は。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 両方大事だと思っています。この間、農村RMOについてもやっぱり
その地域ごとでやる、これはまさにやっぱり大事なことです。なので、自分たちが主体
的にやっていくっていう、地域の特性に合わせてやっていく、これもやっぱり大事で
しょうし、そこはどちらかというと行政が旗を振るというよりも、地域の皆さんが主体
となっているのに、行政がどう応援できるかとか、手を貸していけるかということ
ですから、やりたいというところには全力で応援するというところでしょうし、今回の立
地適正化計画、これもやっぱり大事です。

ただ、答弁でも言いましたけども、一気にグーッとやるというようなものでもないで
すし、また補償までしてというようなところまでは踏み込む予定もないし考え方もない
です。これも考え方としては、そうやってやっぱりコンパクトシティという考え方は、

やっぱり大事だということを言いながらも、それぞれが皆さん方の思いの中でやっぱり地域で生活をして、やっぱり生まれ育ったそこでやりたいという強い思いがあれば、そこを後押ししていくというのも、これはやっぱり市として大事なことだと思っているので、冒頭言ったとおり、どっちに振るというよりも、やっぱり両方とも思いはしっかりと受け止めてやるべきだろうなというふうには思っています。

○議長（佐藤健司） 2番小川光弘さん。

○2番（小川光弘） ありがとうございます。2050年には人口が4万2,000人になると言われていて、当然、財源も半分になります。そうなったときに、この問題はすごく緩やかにデリケートに進めないと、由利本荘市って成り立っていかないなと思ってあえてこれ質問したんですけども、その矢先に先日どっちでもいいようなことを言うもんだから、おかしいなと思ったんですけども、やっぱり市民の皆さんもこれから税金が半減になるんだって、予算半分になるんだってということを頭に入れて施策を練っていくというか、市長が先になって緩やかに推しながらという感じで進めていったらどうかなと思いますけども。

○議長（佐藤健司） 今の再質問ですよ。

○2番（小川光弘） 以上で質問終わります。

○議長（佐藤健司） 以上で、2番小川光弘さんの一番質問を終了いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第2号、報告第3号、報告第5号から報告第10号まで、議案第126号から議案第133号まで、議案第135号、議案第137号から議案第142号までの計23件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第143号を上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第143号令和8年度一般会計補正予算（第4号）については、総務費で地域情報化推進事業費を、農林水産業費で林業事務費を追加するものであり、この財源といたしましては、基金繰入金のほか一般財源分を前年度繰越金で手当てし、補正額として853万2,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は512億2,485万4,000円となります。

また、債務負担行為につきましては、ふるさと納税推進業務委託事業を追加いたします。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願い

いたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。この際、本日追加提出されました議案第143号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

.....

午後 1時59分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第143号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第4、提出議案及び請願、陳情の委員会付託を行います。

議案・請願・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明9日から16日までは委員会開催等のため休会、17日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び請願、陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は16日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時00分 散 会